

(新水法の趣意書)

国会上(下)院書記各位

当地

次代の福祉を展望しながら、早急に解決すべき事項に目を向ける時、今日のメキシコ社会は、生命の源でありわが国の発展の原動力である水の問題に直面しています。

国民は、水問題を、国の最重要課題の一つとして目のあたりにしとらえています。私が国内視察中にたびたび受けた家庭の人々の訴えが、都市、特に大衆地区における適切な上・下水道事業に関するものでありました。農村地域の半分以上をしめる、農産地域においても同様であり、要求は土地に対するものではなくむしろ、十分な水に対するものです。

この命の水に対する現行の使用・消費の方法は受け入れがたく、浪費、深刻な水不足、国土全体にわたる公害を引き起こしているというのが、世論としてあります。また国民全体に平等な水利用がなされていないということも、認識されています。この問題の解決と不平等の撤廃は、社会の大きな抗議対象の一つとなっています。従って私は、大統領として、それらを最優先させてきました。

適時に決然と行動しなければ、水不足によって進歩を抑制するばかりでなく、健康、更にはいくつかの市町村の生存をも脅かすことになりましょう。水使用や水質保全の注意を怠れば、メキシコの次の世代を担う人々の福祉の将来が、制限されることとなります。従って、水の適切な利用と合理的使用のため、この資源に対し新しい経済的かつ技術的な焦点をあてることは、後回しにできない戦略的な仕事であります。

私の政権開始時より、私は社会のモータリゼーションと新しい文化の設立に支えられた、国土の半分以上をしめる北部と高原には、年間平均流出水の19%に相当する水があるが、ここには全国民の3分の2、工業活動の70%、降雨時栽培地域の40%が集中しているというのが状況であります。一方全表面積のわずか4分の1をしめる南東部では、全国合計の67%の流出水があり、全人口の24%が住み、工業は殆どありません。

また海拔2000m以上の高地に、人口の4分の1以上が定着しており、流出水のわずか4%の水が流れ込んでくるにすぎないことも認められます。その反対に、500m以下の土地では、同割合の人口に対し、50%の流出水が集中しています。

主要都市の大部分は、国のなかでも水の準備量のより少ない地域に位置しています。従って、水は、上昇一方のコストでますます遠くから輸送されています。水を大量に使用する企業は、水が不足するところに集中しています。家庭でも工業においても、同資源の節約や効率的使用のための十分な努力が成されたことはありません。大消費地に貴重な水が供給され

るや、使用済の水はまた大きなコストで捨てられます。

農村地域においても、水の問題は同様に心配な様相を呈しています。農業に適した土地の半分以上が集中している、乾燥・半乾燥地域には、国の全水量の10%以下の水があるにすぎません。この地域では、輸送中や非効率的な汲み上げによる失水といった、低い効率の灌漑システム使用によって、かなりの水の浪費もあります。

中央高原の過剰人口地域ではもはや、流出水と地下水で、経済活動の高成長率を支えることはできません。地下水の過剰採掘、近隣の流域への水移動、同資源の汚染増大と、その使用者間の強力かつ紛争的な競争が、メキシコ盆地のレルマ、バルサス、サン・ファン、パヌコ、ナサス、フェルテ、コアウアヤナ、ブラボ流域における主な状況であります。

今日では、より多量かつ適切な質の水を要求する使用者の数が増えています。水はたやすく損なわれてしまいます。水汚染とその結果としての環境への被害によって、廃水は人間の健康やエコシステムの適切な保全に対する、深刻な危険となっています。生態学的不均衡は、社会・自然・所有可能な資源に対し、取り返しのつかない被害を与え、メキシコ人の現在と将来を危機に陥れる可能性があります。

国際的にみて、水資源の豊かさにおいてわが国より有利な国においてさえも、水の管理や保全と関連した問題が、その正しい保護と規制のための法律や機関の導入と同様、次第に大きな心配事項となってきています。

多くの国が初めて、水の問題について認識はじめました。そしてその大多数の国において、これらの問題が各国内での、より大きな心配事項になってきています。すなわち、欠乏、汚染、供給不足、資源の無差別な使用、地下水の過度な採掘、土地利用政策と水政策のあいだの矛盾、同一の水源地域内での分散した統治権、当局間の争い、過度な森林伐採による砂漠化、汚水廃棄における規制不足あるいはこれらの廃水処理の欠如、上水道並びに下水道のインフラ施設の老朽化、飲料水の質や公衆衛生への危険となる排水インフラ施設の欠如、これらの全てが、命の水の正しい管理とそれらが供給される社会の福祉を損なっているのです。

これらは、水に関して世界の国々が直面している問題の、わずか一部にすぎません。メキシコもその例外ではなく、エコシステムの均衡を危機に陥れることなく進歩の扉を開くような、水資源の利用を可能にする法律並びに機関に関する問題の解決を模索するという経験を、メキシコも他の諸国と分かちあっています。

水問題解決のためにあるいは、水問題において効率を示したメカニズムやシステムを継続するために採られた主な措置のなかで、また89~94年期の国家開発計画で示された事項を遂行する際に、連邦政府は、より多く消費するものがそれだけ多く支払うということを探し、水の平均価格が実際の価格と社会コストを反映するものになるよう行動を開始してきま

した。その結果が水の需要を合理化し、水の管理を司る機関の収入を増やし、水インフラ施設使用の効率を増し、高い技術をもった方式へ変化させ、所得の再配分政策への援助をもたらすのです。

水の使用並びに利用による連邦料金徴収額は、わずか3年のあいだに、1千億ペソから1兆4千億ペソへと増し、今年は2兆ペソ以上に増加するでしょう。これらの資金は、新しい灌漑地の開墾、すでにある灌漑地のリハビリ、改良を実施したり、人口集中地区への水供給継続あるいは、ある地域では病気が蔓延し、規制困難な緊急事態を引き起こしてしまったことがあります。このような病気から住民の健康を守る「きれいな水計画」のように重要な、新計画を開始したりすることを可能にします。

農村地域の生産者と合意し、次の二つの点に進展がみられました。その一つは、灌漑地区の融資能力を増加することができたことで、これにより連邦補助金が減り、また適切な保全計画が実施され、新インフラ施設の建設に向けてより多くの資金を向けることができるようになったことです。もう一つは、財政並びに運営面において完全に独立して、使用者自身が灌漑地区の管理をするという目的が達成されつつあるということです。

レルマ・チャバラ流域の場合のように、流域内の水管理・運営の新しい参加の形態が生まれました。同様に、ダム・水路またはその他連邦政府の水インフラ施設の建設並びに運営事業において民間並びに社会資本が参加する新しい方法、そして関連サービス提供の新方式が採用されました。

水問題に確実早急の対処をするために、政府と社会が資金並びに努力を結集することは新しい戦略の焦点であります。そして、戦略には適切な法律的手段が必要であります。

ここから、共和国憲法の第27条に由来する細則となる。国有水問題に関する新しい法令を発布する必要性が生じます。

人間の活動によって影響を受け、それが水循環を通じて再生される唯一の資源として水をとらえる考え方が、同法案の出発点であります。これによって、地表水と地下水の親密な関係が確認され、同資源の量と質が関連づけられます。この考え方のなかでは、河川流域と地下水が、全体の利益にあった規則の導入のために、活動単位となります。

国会に諮問される同法案の主目的は次のとおりです。

- 使用者がより大きく参加する、水の総合的管理
- 水利計画の確立と量・質における水利行政を司る唯一の連邦機関の確立
- 民間人が中・長期にわたる活動を適切に計画できるような、水の使用と利用における法的保障
- 農地の近代化と一般的には国の近代化のための、水の効率的かつ合理的利用
- インフラ施設の建設・運営並びに水サービス業務における、民間人参加の増大

上記の目的をもった「国有水法」案は、10編から成り立っています。最初の3編は、使用者全員や社会一般のより大きな参加を前提とした、準備措置に関するものです。

それに続く2編は、地表水並びに地下水について、国有水を使用あるいは利用する権利の付与と移行を明確にし、同利用が禁じられていたり保護されている規制地域の制定についても明らかにする目的をもっています。

第6編は、この水の異なった使用を定義し、規制します。

第7編は、同法案の基本的側面の一つである、水汚染の予防と規制に向けられています。

第8編は、インフラ施設や水サービス業務への投資に関して、使用者や民間人が参加できる形態または、必要な公共投資についてその回収の形態も含めて、投資条件を明確にする目的を持っています。

第9編は、国有水と同様に、全国民の利益になるようにその使用を保証するため、公共の利益や秩序の規制の対象となっている、水と関連する財産について述べています。

最後の第10編は、同法の施行保証と、同法の不履行を正すために必要なメカニズムについて、述べています。罰金と制裁に関する規定を行い、同編では私達の権利の範囲内での、当局に対する個人の防衛方法が設定されています。

私が国会に諮問する「国有水法」案に含まれる最も重要な条文として、次のものが際立っています。

序文のなかには、現行法にあるような国有水についての使用あるいは利用の規制ばかりでなく、それらと同じ重要性をもって、水資源の総合的概念のなかに位置付けられている質の保全についても、同法の目的として示されています。これにより、現行法の大きな欠落の一つを修正しています。

水行政に関して、直接あるいは「全国水委員会」を通じて、大統領が実施できる権限について示されており、同委員会が水の量と質に関しては連邦政府レベルにおける唯一の機関として確立されています。そして同行政機関に対し、そのセクター間の性格を失うことなく目的を果たすために必要な、技術的及び管理的に必要な自治権を与えています。

水の管理において基本的かつ目新しいのは、連邦・州・市町村当局その他にその流域の使用者代表が加わる、調整と合意のための「流域審議会」を規制する基準が含まれていることです。将来の水行政において、「流域審議会」はますます重要かつ決定的な役割を持つことになるでしょう。

同法案は、客観的に水を管理し、最もうまく水を配分し、水質を保護し、経済的かつ合理的に使用するというために多世代の努力によって達成されてきた水利計画に、「流域審議会」の調整と合意に戦略的価値を付与するシステムの中で継続性を与えるものです。

とはいえ、利権を譲渡されている水の管理をするためや、水の行政並びに企画への参加を

容易にするために、使用者が決定する。自由な組織も認められるし、また奨励もされます。

国有水利用あるいは利用の権利については、同法案は、憲法が国有水と定めているのと同じ解釈をして、憲法第27条にある基本理念を追認するものです。

国有水使用・利用のための利権授与の必要性に関して、それらの水に対する国家の統治権は譲渡できない絶対的なものであるということについては、憲法の基本理念を維持します。3つの行政レベルとそれらの従属機関においては、利権によって生じるのと同じ効果をもたらす、現行の連邦水法にいうところの割り当てという形が維持されます。

概して、権利に基づき、利権を規定する条文はそのまま維持されます。しかし、昔与えられた利権から生ずる権利について、個人に対しより多くの法的保障が与えられるようになり、同問題における当局の活動を規制する目的を持つ一連の原則が含まれていることを強調することは重大なことです。この意味で、利権授与のための客観的規準や、延長権、法に指摘されているのは異なる理由によって授与された利権を中止したり終了することを不可能とする新しい条文を加えたことは重要であります。

重要な革新は、「水利権登記」の創設であり、そこには、国有水について法令が規定する利権・割り当て・許可並びに委譲した際の名義が登記されることが義務づけられます。国民のための同登録は、国有水に関する権利に対し、より法律的確実性を与えることを目的としており、従って、公共的性格を持ちその内容について証明を発行することができます。

当局が国家の財産を、必要条件を満たす特定の人にその使用あるいは利用の利権を与える際、利権の名義が個人のものであることは確かですが、関係当局の承認を事前に得て、他の使用者へ名義を移行したり、別の使用のために移行することが簡単にできることは好ましいと考えられます。これは、第三者の権利や該当の流域あるいは地下水の環境状況に影響を与えない場合に、この種の操作を容易にし、手続きを簡略化する目的を持っています。

このことにより、ある状況や仮定のもとでは、水の効率的使用を助ける手段の一つとして、権利移行に関しても市場メカニズムを導入することが可能になるでしょう。その場合一般条文の規定に則って、「水利権登記」に移行操作を登記するという簡単な条件だけで、「国家水委員会」が権利移行を許可するという、可能性が規定されています。同法のこの部分では、名義移行の基本的条文が組み込まれており、各流域・地域・地方においては、所轄官庁が基本的に合意した、細則に従って、これらの操作は規定されます。

禁止区・保護区のような規制地域に関しては、憲法第27条がそれらに対して制定している基本理念が展開されます。この点で、地下水の使用・利用の利権譲与の形態を決定することが重要と思われます。同法案では、これらの地域以外では地下にある国有水が国家のものであるという認識を損なうことなく、自由に汲み上げることが可能であると解釈して、憲法の原則を維持しています。本法案では、汲み上げが自由な場合、地表水あるいは地下水である

ことを問わず、国家の所有である水の使用・利用に対して国会が制定する分担金を支払うことが義務づけられるであろうと明示しています。法的保障を与えるために、汲み上げ自由地域から禁止区・保護区といった規制地区への移行方法についても述べられています。

水のさまざまな使用に関しての法案の規制は、水の都市公共使用・農業用・発電用使用が従わねばならない制度を明確にし、出水規制や対洪水予防のために必要な条文を明らかにすることを目的としています。

農業用使用については特別な配慮がなされました。本法案は、農村の活性化を容易にするために行われた憲法第27条の最近の改正と新農業法にあわせて、国有水の規制を調整し適応させるという目的を持っています。

水は、同法案によれば、農業用においては土地と同様、動くことができます。この意味で、エヒード・共有地とそれぞれの農民の自由と自治権を尊重する法令は、その内部において水の権利を分配し、あるいは移行する場合は、自分たちで決定することを許し、外部に対して行うときはその操作を登録することと定めています。それらの権利がエヒードや共有地以外の企業体や団体に移行される場合は、該当の利権を所轄官庁から獲得することが必要となります。

本法案の基本的側面として、政府が、農村地区の生産者とともに、灌漑地区の開発に参加するという約束が再確認されています。あらゆる場合において、その使用者たち自身で管理されることとなるインフラ施設は、数世代にわたるメキシコ人の偉大な努力と成功の結果であり、また、今後のわが国の農業発達のための重要な柱となると考えられているからです。

農業灌漑に関して、1972年の「連邦水法」により、メキシコは、国際的評価を受けるに値する灌漑地区の確立のため、あらゆる方法論を開発し、実践するに至りました。これらの灌漑システムは、私有農地の灌漑を公共使用と宣言した、1926年に出された初の「灌漑法」で開始された運動の結果でした。後に、現行法の元となっている、1946年の「灌漑法」で更に進展しました。この法律では、連邦政府が建設する、あるいは獲得する灌漑地区の設立や運営について、すでに規定していました。

本法案は、事業によって利益を受ける者達の合意と承認を容易に得られるようなスキームのなかで、灌漑と排水のインフラ建設のためのさまざまな方法を使って、私達の農業領域を拡大し続けるため、これらの経験を採用しています。更に、これらのインフラ施設が使用者自身によって運営・保持・維持されることも定めており、独立採算体制で、行政分散化された管理基盤に基づくように規定されています。その結果として使用者は国の農業発展においてみせた目覚ましい役割をもち続けるのです。

灌漑地域の開発の新しい企画に従って、生産者が自分の資金あるいは彼ら自身が獲得した融資によって、自分たちの利益のために灌漑システムを建設することができるように、灌漑

の地域に対して特別の配慮が施されています。この点で、提携する自由を尊重し、使用者の権利を保証する措置と業務が正しく遂行されるのに必要な規制が制定されています。

水の汚染規制と予防の重要性から、本法案は一編全体をそのことに当てています。水質の問題についての所轄官庁をただ一つだけに統合することが目的であり、この目的は、「連邦行政基本法」の最近の改正の中で、そしてそれによる「社会開発省」と「国家水委員会」との権限の再分配のなかで、一部は達成されています。前者は同問題において、環境規準を設定する任務を司り、後者は排水の個々の条件を定め、国家財産である受け皿に汚水を排出する許可を与えたり撤回したり、水に関連した環境問題の法令遵守を監視する任務にあたります。

これは現在並びに将来にわたって最大の関心事項の一つでありますから、公共と社会利益に基づき、所轄官庁が水質の規制と予防において行動できるよう、必要条文を制定しています。

水インフラ施設の公共事業発展のための投資に関する部分で、民間資本がその建設と運営に参加することができるような形が規定されています。これによって、現行法の大きな空白となっている部分が埋められます。現行法においては、全国民の利益となる、インフラ施設や水に関する義務拡大のために、民間投資や共同投資計画による利益の獲得は許されなかったのです。

国会の承認に値するならば、新しい「国有水法」は民間並びに社会部門の参加を拡大するための利益や契約の形を使用する可能性について、規定していることが挙げられます。契約問題については、“ターン・キー”契約の場合のように、メキシコの権利のなかに規制されていない新しい形が、考えられています。この新しい形式では、単一の企業が、プロジェクト・建設・融資・設備設置と操業中の一事業あるいはシステムを引き渡すために必要な全てのことの、責任を持つことができます。更にこの同じ企業が、その投資を回収するまで、設備運営と業務提供の可能性も持つことができるようになります。同じく、回収可能な民間投資という形態で、公共事業あるいは公共サービス契約を締結する可能性についても考えられています。

新法令の基本的原則の一つは、全使用者の義務に関することです。国有水を使用あるいは利用することによる料金支払いを通して、単にこれを行うだけで、水開発に貢献するのです。これには、汚水を適切に排水し川や地下水の汚染を防止するための料金支払いも含まれています。国有水に関する連邦インフラ施設に関してでありますから、その投資回収・運営コスト・保全・維持体制については、「水インフラ施設の連邦公共事業による改善分担金法」のなかで規制されています。本法案が上記の税措置に対しその様式を委ねているのは、そのためです。

国有水と関連する財産についての規制は、現行の「連邦水法」が定めている規制と類似しています。川の流れや水流の変化によって影響を受け、その結果その所有物の一部を失った個人は、流れの変化によって代替可能な土地がある場合、相当する面積が返還される権利を、平等に、持つという可能性がつけ加えられています。

最後に、同法案の罰金・行政的制裁・違反に対する条文は、現行法の示すこと並びに連邦政府の水行政における経験を考慮しています。その目的は、避けるべきであったり起こった場合制裁するべきであったり、害を与えたり、重大と思われる行為について、規定したり制裁することにあります。

その規定が必要とする柔軟性を考慮しながら、管理手段に関する全ての事項に対して規制条文を引用することが好ましいと考えられました。それは、使用者の権利を適切かつ効率的に保護する手段であること、という目的を果たすためです。

上記に表明したこと並びにメキシコ合衆国憲法第71条第1節に準じて与えられた大統領の権利を施行するにあたって、皆様の価値ある御指導のもと、私は、以下の法案について、尊重する「国会」に諮問させていただきます。

(了)

国有水法

第一編 前 提

唯一章

第1条：本法は、国有水に関する、メキシコ合衆国憲法第27条の細則である。全国で普遍的に遵守されるべきもので、その規定は公共の規律であり、前述の水の使用または利用、配給と管理、そして水質の保存を規定することを目的とする。

第2条：本法の規定は、地表水、地下水のいずれであれ、国有水全てに適用される。これらの規定は、本法に記される国有財産にも適用される。

第3条：本法の目的のために、次の事が了解される。

- I. 『国有水』：メキシコ合衆国憲法第27条第5段に従うところの、国有の水。
- II. 『地下水層』：地質学上の層で、使用または利用する目的で抽出することができる地下水が流れるか、あるいは貯蔵される場所。
- III. 『流水の河川』：通常最大の増水量が、溢れ出ることなしに流れるのに必要な容量を持つ、天然または人工の水路。流水氾濫の可能性がある場合、水路をつけるための工事が実施されない場合は、天然の水路を河床と見做す。
- IV. 『水利流域』：網状の河川が一本の主流に合流することによって、水が海に流れ出る地域。あるいは、海に注ぎ込むことがなくても、水が独立した、または他のまとまりから離れた一つの単位を形成する地域。流域は、地下水層とともに、水資源管理の単一位を構成する。
- V. 『委員会』：農業水資源省から分権化された行政機関である、国家水委員会。
- VI. 『規格』：連邦度量衡規格法の規定に従って『委員会』が発行するメキシコの公式規格で、国有水及び、第112条に言及される国有財産の保存、使用・利用・管理における安全、並びに質に関するものである。
- VII. 『河岸または連邦地域』：河川、あるいは国有の貯水層に隣接する、幅10メートルの地帯で、通常最高水位より水平に測定される。5メートル以下の幅を持つ河川については、河岸または連邦地域の広さは、5メートルとする。通常最高水位は、本法の細則の規定に従って『委員会』が決める通常最大増水量より計算される。川では、海に注ぎ込む河口から上流へ100メートルの地点より、この地帯の境界が定められる。
- VIII. 『上水及び下水システム』：飲料水及び下水に関する公共サービスの提供を可能に

する、工事また活動全体を意味し、排水処理も含み、汚水の誘導、処理、隔離、及び排出もそのようなものとして了解される。

IX. 『家庭での使用』：各住宅の住人の必要を満たすための水の使用。

X. 『湖、瀉、または沼沢地』：通常最大増水量の水準点を境界とする、国有水の天然の水槽。

XI. 『保護地帯』：ダム、水利構造物、及び関連施設が国有の場合、これらに隣接する地帯。それぞれの場合に、保護、適切な操作、保全及び監視のために、本法の細則に従って『委員会』が範囲を定める。

第二編 水の管理

第1章 総則

第4条：国有水及びそれに本来付随する公共財に関して、その権限並びに管理は、連邦政府の責務であり、直接、または『委員会』を通してその権限を執行する。

第5条：本法の遵守及び適用のため、連邦政府は、該当する権限の範囲内で、州政府や市町村との活動の調整を推進し、水利工事及びサービスの実施・運営における利用者並びに個人の参加を促進する。

第2章 連邦政府

第6条：次のことが、連邦政府の権限に属する。

I. 本法の第五編の規定に従って、国有水の利用禁止を制定または撤廃するために、政令を出すこと。

II. 本法の第五編の規定に従って、すでに自由に汲み上げられた水も含め、地下水の抽出及び使用の規制を規定すること。

III. 公共の利益のための収用を意味する場合に、灌漑地区を設置すること。

IV. 公共の利益のために、全面的または部分的な資産の収用、一時占有、あるいは所有権の権限に関する政令を出すこと。

V. 法の定めるその他の権限。

第7条：公共の利益とは、次のように宣言される。

I. 公共水利土木事業及び関連するサービスの建設、操業、維持、保全、整備、改善、または開発のために必要な不動産の取得、あるいは利用。また、これらに必要なその他の施設、不動産、及び交通路の取得と利用。

II. 流域、地下水層、湖沼、その他国有の貯水池の保護、改良並びに保存。また、地下

水層に水を再供給するため水を浸透させたり、一水利流域または地域の水を他へ向けたりすること。

- Ⅲ. 公共サービスに当てられる発電のための、国有水の利用。
- Ⅳ. 地表、地下の国有水の水文学的均衡を再度確立すること。抽出の制限、利用禁止、保護、そして家庭での使用にあてるために水の使用を変更することも含まれる。
- Ⅴ. 汚水処理プラントの設置、処理水再利用のための措置、並びに水質汚濁防止及び規制のための施設工事実施。
- Ⅵ. 本法に従った、灌漑地区または下水施設の設置、そして、灌漑または下水地帯の統合に必要な土地やその他の不動産の取得。
- Ⅶ. 人間あるいは施設に危険を及ぼす、異常な気象現象の影響を防止すること、またそれに対処すること。
- Ⅷ. 国有水の量及び質を計測するために必要な装置を取付けること。

第3章 国家水委員会

第8条：次のことが、農業水資源大臣の権限に属する。

- Ⅰ. 行政府に対し、国の水利政策を提起すること。
- Ⅱ. 『委員会』技術審議会の議長を努めること。
- Ⅲ. 水利問題に関して、特に法規が定める権限。

第9条：次のことが、『委員会』の権限に属する。

- Ⅰ. 水利問題に関し、連邦の管轄の範囲内で、本法に従って該当する権限を執行すること。ただし、連邦行政府が直接行使するべきものは除く。
- Ⅱ. 国の水利計画を作成し、更新し、それが実行されるよう監視すること。
- Ⅲ. 国有水の問題に関する連邦政府の活動が、統一性、及び適合性を持つよう、基準やガイドラインを提起し、それぞれの計画の間の一貫性、並びに実行のための財源の配分を確実にし、監視すること。
- Ⅳ. 上水道・下水道システムの開発；水の排水、処理及び再利用の開発；灌漑及び排水設備の開発、そして出水規制と洪水からの保護のための開発を推進し、支援すること。必要な場合は、管轄のサービス、あるいは第三者との間で取り決めたサービスの提供を契約したり、利権を与えたりすること。
- Ⅴ. 第113条に言及される国有水、並びに国有財産を管理、保管し、それらの質を保存、規制し、本法の規定に従って、流域を管理すること。
- Ⅵ. 連邦の水利工事を、直接、または、第三者との契約や利権譲渡を通して、計画、調査、建設、操業、保全、そして維持し、水の総合的な利用と水質保全のための活動を

実施すること。

VII. 本法に言及される利権、財源の配分、または許可の証書類を発行し、権利を認知し、水利権登記を実施すること。

VIII. 本法の細則に従い、水に関する争議の解決において調停を行い、場合によっては、利用者の要請で、仲裁者の役を努めること。

IX. 水の循環のあらゆる段階において、水の効率的な使用、及びその保存を促進し、水が生命に不可欠な、不足する資源と考えられるような水の文化を押し進めること。

X. 連邦財務法の規定に従って、割当てられる収入の運用、決定、決算、集金、徴収、及び監査など、税務上の権限を執行すること。

XI. 水に関する科学的研究、及び技術開発、そして人的資源の養成及び訓練を推進し、場合に応じて実現させること。

XII. 連邦度量衡規格法の規定に従って、水利問題に関する規格を作成すること。

XIII. 本法の遵守及び適用を監視し、行政上の目的のための解釈を行い、制裁を加え、行政府に該当しない分野において、権力機関としての行為を実行すること。

XIV. 割り当てられる資金、及び本法に従って所有する財の運用にあたり、技術的かつ行政的な自治権、そして、計画や予算に示される目的や目標を申し分なく達成するための手続き上の自治権をもって、行動すること。

XV. 本法に言及される国有財に関し、それぞれの場合に該当の宣言を発表し、官報に掲載すること。

XVI. 法規、あるいは細則に定められる、その他の権限を行使すること。

第10条：『委員会』は、技術理事会を持つ。その構成メンバーは、大蔵省、社会開発省、会計監査院、農業水資源省（同審議会の議長を努める）、そして厚生省の各大臣である。各代表につき、必要な代理人が指名される。

同理事会は、適当であると考えられる場合には、その他の連邦行政機関の大臣、及び、州政府、市町村、使用者の代表を会議に招待することができる。

第11条：技術理事会は、次の権限を持つ。

I. 水利問題に関与すべき連邦行政機関の間の、調整のとれた計画及び行動が可能となるような政策、及び対策を知って、それに合意すること。

II. 水の管理、そして『委員会』の収入、財及び資金に関し、理事会の検討に従うべき事項を合意すること。

III. 『委員会』の計画、及び予算を知り、その実行状況を監督し、委員長が提出する報告書を了解すること。

IV. 『委員会』が必要とする融資の手続き、及び取決めに関して、条件を提起すること。

V. 流域評議会の設立を決定すること。

VI. 本法またはその細則に定められるその他の権限、及び目標達成に必要な権限。

第12条：連邦行政府の長により任命される『委員会』の委員長は、『委員会』を統率し、法的な代表者となる。また、委員会の運営部門の配属、便覧の作成、並びに、承認された予算の実施を所轄の機関に手続きし、権限の範囲内で権限の代理権を与える。法規、あるいは細則により付与される、その他の資格も持つ。

第4章 流域評議会

第13条：『委員会』は、技術理事会の事前の合意を以て、流域評議会を設置する。これは、『委員会』、連邦・州・または市町村の行政機関、そしてそれぞれの水利流域の利用者の代表との間の調整及び協議を行い、その目的は、水のより良い管理、水利インフラ施設及び関連サービスの開発、並びに流域の資源保存のための計画及び行動を作成、実行することである。

『委員会』は、緊急事態、資源の極度な不足、開発過剰、あるいは備蓄などの事態に対処するために、必要な場合、既存の権利の一時的制限について、流域評議会の範囲内で利用者と協議する。このような場合には、家庭での使用が優先される。

第5章 利用者の組織化、及び参加

第14条：『委員会』は、水の利用、水質の保存及び管理を向上させ、本法及び細則の規定に従って、利用者の全国、地域、または流域規模での参加を推進するために、利用者の組織化を認め、推進、支援する。

第三編 水利計画

唯一章

第15条：水利計画の作成、実施、及び評価には、次のことが含まれる。

- I. 連邦行政府による、国家の水利計画の承認。
- II. 水の使用または開発の利権委譲、または割当て、並びに水の管理及び保存を可能にするような個別計画そして、地域、流域、州、部門レベルの計画の作成、及び統合。
- III. 国有水、及びそれに本来付随する公共財の財産目録、また、水の使用と、その利用及び規制のためのインフラ施設の財産目録の作成、並びに更新。
- IV. 水の利用、及び水質の保存、管理のための企画目録の統合、並びに更新。
- V. 使用目的に応じた水の成分の分類、そして流域、地域別の量及び質に関する水利バ

ランスの比較対照表作成。

VI. 水の使用及び利用規制のための戦略、及び政策作成。

VII. 計画の実行とその資金調達のために、利用者、その組織、並びに連邦、州、市町村の行政機関の参加を可能にするような、諮問、協議、及び参加のメカニズムを促進する。計画法に従って、水利計画の作成、実行、評価、及び変更は、流域評議会の審査により実施されるが、それに欠陥がある場合には、利用者の参加を保証するようなメカニズムによって行われる。

第四編 国有水の使用権、及び水利権

第1章 国有水

第16条：国有水とは、メキシコ合衆国憲法第27条第5段に挙げられるものである。

水の国有財産制度は、施設の工事によって、水が、本来の河川または湖沼から水の流れを変えられても、それらへの流入が妨害されても、あるいは処理の対象になっても、存続する。

また、国の財産である水の使用から生じる汚水も、同様である。

第17条：地表の国有水を手で利用したり、家庭での使用または家畜の水飲み場として利用することは、細則に規定されるように、河川から流れが変わったり、水質の変化や重要な水量の減少が発生しない限りは、自由である。

内海、領海の海水を抽出するための利権委譲は、海洋法の規定を損ねることがなければ、必要とされない。

第18条：地下の国有水は、連邦行政府が、公益の利益のためにその抽出や使用を規制したり、禁止地区を設けたり、あるいは、その備蓄を宣言したりする場合を例外として、人工的な工事によって自由に汲み上げることができる。

上記のことは別に、地下水の使用及び利用は、法の定める国税負担の対象となる。本法の規定に従って、該当の納税申告書の中に、水利権登記簿に記載されていることを指摘しなければならない。

第19条：個人または法人による国有水の使用または利用は、本法並びに細則の規定と条件に従って、『委員会』を通じて連邦行政府が委譲する利権をもって実施されなければならない。

連邦、州、市町村の行政機関、または地方分権化した組織による国有水の使用あるいは利用は、『委員会』の割当て（指定）を通じて実施される。

前段にいう水の割当ては、利権の委譲に適用されるのと同じ規定を以て有効であ

り、割当てを受けた者 (asignatario) は、本法の効果においては、利権取得者 (concesionario) と見做される。

第20条：第38条に予想されるような事態が生じる場合は、本法の規定に従い、連邦行政政府が出す法令に則して、地下水の抽出及び使用の規制は、すでに自由に汲み上げられているものも含め、公共の利益となる。

第2章 利権と割り当て

第21条：利権の申請には、以下の事柄が含まれていること。

- I. 申請者の氏名と住所
- II. 申請される流域、地方、場所
- III. 申請される国有水の抽出場所
- IV. 必要な消費量
- V. 第25条第2段の規定に抵触することのない、水の最初の使用の仕方
- VI. 質・量の条件にあわせて、排水する場所
- VII. 施工する工事の計画、水を抽出・利用する既存施設の特徴、排水施設の特徴。
- VIII. 申請する利権の期間

第22条：申請書類がしかるべく揃っている場合、委員会は、申請された日付から土曜・日曜を除く90日以内に、申請者に返答すること。

利権・割り当ての譲渡は、本法とその細則に従うが、水計画、水の使用・利用権、本編第6章に明記する登記、現存の禁止・保護地区が考慮される。

利権譲渡においては、以下の事が認められる。

- I. 複数の参加者が予想される場合は、『委員会』は、公共入札のために一定の水を保留する事ができる。
- II. 上段にいう水の保留がされない場合、『委員会』は、最初に申請した者に利権を譲渡することができる。もし複数の申請者が同時に出た場合は、『委員会』は、一番良い期限と条件を提出する申請者を選ぶことができる。

本条項を実行するには、『委員会』は、流域、地方、地域の法規の規定に従い、国有水が自由に使用できることを公表する。

第23条：『委員会』が譲渡する利権証書には、少なくとも第21条に記されるのと同じ資料が含まれること。

地上国有水の使用・利用の利権、または、割当ての該当証書においては、国もしくは連邦区域の所有する河川や湖沼の水力 (HIDRAURICO) 体制あるいは水分 (HIIDROLOGICO) 体制に影響を及ぼし得る。必要な工事計画についても許さ

れる。また、申請した場合には、その河川や湖沼、地域の利用・使用も許可される。

第24条：国有水の使用・利用の利権、割当ての期間は、5年以上50年以下である。

第22条にいう利権や割当てについては、名義人が本法律に定める終了の条件に該当せず、有効期限より5年以内の間に申請を行えば、同期間延長することができる。利権・割当ての延長の申請が回答されると、証書が以前に引き続き有効になり、その書式が作られる。

第25条：一旦、利権・割当ての証書が譲渡されると、利権あるいは割当てを譲り受けた者は、利権・割当ての期限内で、本法とその細則の規定に従い、国有水を使用・利用する権利がある。

該当の証書に決められた量的な使い方を変えなければ、利権・割当てを譲り受けた者は、利権のある水あるいは割当てられた水の使い方を変えることができる。その場合、排水許可を修正・変更する、あるいは登記を修正するために、『委員会』に通知しなければならない。その反対の場合は、あらかじめ『委員会』の許可を必要とする。

利権・割当てを譲り受けた者の権利は、本法に規定される理由で、しかるべき根拠に基づき理由が説明されるもののみ、影響される。

第26条：国有水を使用・利用する利権・割当ては、以下の場合、課される懲罰とは別に中止される。

- I. 利権・割当てを譲渡される者が、法律に則って、水の使用・利用、もしくは水の供給の代金として、支払うべき代金を支払わない場合、その状況が整うまで中止される。
- II. 利権・割当てを受けた者が、利権・割当ての与えられた資源や水インフラ施設の検査、測定、検定を行わせない場合、その状況が整うまで中止される。
- III. 利権・割当てを受けた者が、その責任が証明される理由により、利権・割当ての定めるところを果たさない場合、その状況が整うまで中止される。

いずれの場合も、中止される前に状況が整えられるように、15日平日間の期間が、利権・割当てを譲り受けた者に、与えられる。

第27条：国有水を使用・利用する利権・割当ては、以下の場合においてのみ終了できる。

- I. 第24条に従い延期した場合を除いては、証書に決められた期限が満期となる場合、あるいは名義人が放棄した場合。
- II. 以下の場合の、不履行の理由による撤回。
 - a) 認可された量よりも多い水量を使用し、それと全く同じ理由で以前に、権利を中止されたことがある場合。

- b) 国有水の使用・利用、水の供給の代金として国税法が定める税金や利権を支払わず、以前にも全くそれと同じ理由で権利を中止されていた場合。
 - c) 本法とその細則が定める条件に従って、許可された水の利用のために工事や作業を行わない場合、あるいはその品質の管理を行わない場合。
 - d) 本法の規定に違反して、利権証書の権利を譲る場合。
 - e) 国有水を使用・利用、保存やその品質管理に関して法律が定める規定を遵守せず、それを違反した者が、全く同じ理由で以前に、第119条第Ⅱ項、Ⅲ項に基づいた明白な判決により懲罰を受けていたことがある場合。
- Ⅲ. 3年続けて国有水を開発、使用、利用しなくて、『委員会』により失効を公表される場合。
- Ⅳ. 公益のために、利権・割当てが請け戻される場合。その場合、国有財法の中の利権に関する条項に従い、鑑定官が定める損害賠償金が支払われる。
- Ⅴ. 判決による場合。

第3章 利権・割当てを譲り受けた者の権利と義務

第28条：利権・割当てを受けた者の権利は、次のとおりである。

- I. 本法並びに各証書に従い、国有水や第112条に定める財産を使用・利用すること。
- II. 本法とその細則に従い、水を使用・利用する権利を執行するための工事・作業を自己負担で行うこと。
- Ⅲ. 水の利用、排水に不可欠な土地の中での、排水・引水地役権やその他、該当法規が定める、あるいは合意する法的な用役権の制定を得ること。
- Ⅳ. 本法の規定に則って、所有する証書の権利を譲渡すること。
- V. 利権・割当てまたは、それによって派生する権利を放棄すること。
- Ⅵ. 管理上の修正、もしくは証書の複本を申請すること。
- Ⅶ. 第24条の規定に従い、有効期間と同じ期間、証書の延長を得ること。
- Ⅷ. 本法とその細則が与える、その他の権利。

第29条：利権・割当てを受けた者の義務は、次のとおりである。

- I. 本法とその細則が定める条件に従い、水の使用・利用のための工事や作業を行うこと。そして、第三者あるいは水の供給源または流域の水力開発に悪影響を与えるのを予防するために、その遂行を確認すること。
- II. 現行の国税法やその他の適用される規定に従い、該当する支払い金を支払うこと。
- Ⅲ. 水の安全、環境均衡そして環境保護に関して、一般規定や規制に従うこと。
- Ⅳ. ダムの安定・安全、出水規制、その他水利上の安全のために規定に従って、必要な

施設を運営し、維持管理すること。

V. 国有水を使用・利用するために用いられる水インフラ施設の検査を『委員会』の職員が行うことを認めること。これには、穿孔や地下水抽出検査も含まれる。また、計量機器の数値の読取りや作業具合の検証をすること、本法の規定を遂行しているのを検証するのに必要なその他の業務を行うことを認めること。

VI. 本法、利権・割当て証書並びに、本法に言及する許可の条件を遂行しているのを検証するために、『委員会』が請求する情報や資料を提供すること。

VII. 本法とその細則が規定する、その他の義務を遂行すること。

第4章 水利権登記

第30条：『委員会』は、水利権登記を実行し、利権・割当て・そして本法が言及する許可の証書を登記しなければならない。また、それらの延期・中止・終結及び、証書の全体、もしくは一部分譲渡する際に行う行為や契約についても、同じく登記しなければならない。

『委員会』が執行する行為は、公式に登記される。証書の全体的もしくは部分的な譲渡に関連すること、証書の特質や名義人に関する変更は、利害関係者の申請により、提出の順に、本法の細則が規定する条件を満足させるならば、登記される。

第31条：登記されていることの証明書は、証書が本当に存在すること、その名義人、証書の内容を確認するための手段となる。そして、証書の名義変更が第三者並びに『委員会』に対して法的効力を持つためには、登記されることが条件である。

誰でも水利権登記に相談することができる。また、自己負担で、登記の証明書や登記を出した資料、並びに、登記が存在しないことや、ある登記に関して、それより後に行われた登記についても、同様に、証明書を申請することができる。

水利権登録は、影響を受ける者から申請された場合、記載漏れ、誤記があることが確認された場合、第三者の権利が損なわれない場合、もしくは正式に合法的当事者が承諾する場合、登記を修正したり、改正したりすることができる。第三者に害を及ぼすような登記の否認、改正、修正または取り消しの申し立ては、登記の無効に関する申し立てと同様に、細則に従って、『委員会』が決議を出す。

『委員会』は、登記に記録された権利に関して、必要な裁定を行う。

本法の細則に従い、登記は、組織され機能する。

第32条：地下水層の動作を知り、必要な場合には開発・使用・利用を規制するために、水利権登記において、地域や地方別に、地下水を汲み上げる工事や地下水の沸き出しに関する常設の全国登記も行う。

『委員会』は、土地が、規制地区あるいは禁止地区内にあろうと、それ以外の地区にあろうと、土地の所有者に資料を請求することがある。所有者は、この情報や実施した穿孔工事や地下水の抽出工事に関する情報も、提出する義務がある。

第5章 証書の委譲

第33条：国有水の使用・利用の利権や割当ての証書を委譲する場合、以下に従う。

- I. 単に名義人を変更する場合、つまり利権証書の権利の特質を修正しない場合は、水利登記に登記を単に通知するだけで、委譲の手続きがされる。
- II. 第三者の権利に影響を及ぼしたり、それぞれの流域や地下水層の水文条件、環境状況を変えたり、修正することになる場合は、本法の細則に従い、事前に『委員会』の許可が必要とされる。その場合、『委員会』は譲渡すること、拒否すること、あるいは申請された許可に条件を付けて委譲することができる。

第34条：本法の細則に従い、『委員会』は、地方、流域、州行政府、地域などの特性の合意に基づき、水利権登記における登記の手続きだけで、同じ流域・地下水層内での証書の委譲を行うことができるよう許可することができる。

本条項が言及する合意は、連邦行政府官報に掲載されねばならない。

本条項が言及する証書の委譲の場合、登記の申請は、委譲が行われたり、契約される日から、15日平日以内に実行されねばならない。細則の規定に従い、申請が提出されると直ちに、証書の委譲は、『委員会』に対して有効となり、第三者に対しても有効となるように、ただちに登記の手続きを行わねばならない。

第35条：禁止地区、規制地区における、地下水の使用・利用の権利の委譲は、その土地の譲渡と一括して行うのが、適当である。

別々に譲渡を行うことを望む場合、本法の細則に規定される方法、条件で、実行することもできる。いずれにしても、利用されなくなる井戸を閉じる際に必要な費用を出すためには、その権利を譲渡する者も、譲渡される者も連帯責任がある。

第36条：利権・割当ての証書の名義を委譲される場合、それを取得する者は、全く同じ権利と義務を代わって持つことになる。

第37条：第27条第Ⅱ項d)に明記する撤回とは別に、本法の規定に違反して行われた委譲については、無効であり、何の効力も持たない。

第五編 禁止地区・保護地区などの規制地区

唯一章

第38条：連邦行政府は、事前に技術調査を行いそれを公表した上で、本法第60条の規定するところに従い、国有水の抽出・利用を規制することができる。また、以下に述べる公益に関する場合、禁止地区を設定したり、水の保護を發表することができる。

- I. 地下水層の過剰な開発を予防したり、あるいは阻止するため。
- II. 生態系を保護し、回復させるため。
- III. 飲料水の水源を確保し、汚染からそれを保護するため。
- IV. 水質を保存し、管理するため。
- V. 異常な水不足や干ばつのため。

細則、法令、またそれらの修正は、連邦政府官報に掲載される。

第39条：前条項に示される。国有水の開発、使用、利用の規制については、連邦行政府が、水の抽出量、排出量を定める。これは、利権・割当てを譲渡される者の権利に、方法や限界を規定することになる。また、公益のために必要とされる。その他の措置についても同じことが言える。

同様に、異常な干ばつや地下水層の深刻な過度の開発の場合、あるいは不可抗力による、必要不可欠もしくは緊急のなんらかの状況がある場合、連邦行政府法令により、このような状況に対処するため、国有水の使用・利用に関する必要な手段を承認することができる。

第40条：禁止地区の設置あるいは撤回の法令には、その位置や境界、またその重大性や方法についても明記される。

該当の禁止地区令には、以下の事が明示される。

- I. 公共の利益の公表。
- II. 禁止またはそれが撤廃の特徴。
- III. 『委員会』が規格を公布し、一時的あるいは恒久的な形態で水を抽出・排出する方法を設定し、もしくは規定するために出す条件。
- IV. 上記項が示す、水の抽出量
- V. 禁止が有効である一定期間。これは、第38条の規定を延長することができる。

第41条：連邦行政府は、法令を通して、特別な利用のために国有水を全て、あるいは一部分保護することを宣言あるいは撤回できる。

第42条：連邦行政府が規制あるいは禁止を宣言する地区内の地下水の使用・利用、もしくは自由に抽出される水の使用・利用には、以下が必要である。

I. 該当の使用・利用の利権あるいは割当て

II. 穿孔工事の許可

割当て・利権は、それぞれの法令公布の直前、2年間に使用・利用された水の一年間の平均使用量を基本として譲渡される。その場合、水利権登記に登録されていること。

前記の登記がされていない場合は、水の使用・利用に対して連邦料金を支払うために、税務上発表される量を考慮する。

第43条：前条項に該当する場合は、次のことを実行するためには『委員会』に許可を申請する必要がある。

I. 水施設の工事が終了したにもかかわらず、認可された量の水が出なくて、許可量に至らせるために行う穿孔。

II. 井戸の交換

III. 井戸を更に掘り下げる、別の位置で見つける、あるいは井戸の機械設備の場所を変更する。

許可は、第40条の規定が認める抽出を考慮に入れる。

第1章 都市公共使用

第44条：州、市町村の飲料水、下水設備による地表、地下の国有水の使用、利用は『委員会』の割当てによって行われる。その割当てには、国税法で定められている税金、利潤、使用の支払いを保証する方法や、それらの義務遂行に必要な資金を生む規定の方法が指定される。

飲料水、下水の両設備を管理運営している市町村や州政府に与えられた、人口集中地域への国有水の割当ては、それらの設備が、国営公団や市町村連合公団に管理されるようになって、あるいは、所轄官庁によって民間に利権を与えられるようになって、存続するものとする。

第45条：採水場所あるいは、『委員会』による引き渡し場所から、国有財である受け入れ本体（河川・湖など）に排水するまで、汚水を含めた、割当てられた国有水の使用、利用は、法に準じて州政府が行う入札によって選ばれる、市町村当局の管轄となる。水の使用・利用は、前述の市町村当局が、法に準じて、国営公団あるいは、利権を譲渡される者を通して行うこともできる。

前段の場合、汚水の再利用は、水利権登記に記載されている水の権利を尊重しなければならない。

第46条：『委員会』は、以下の条件を備える時に限り、国庫の資金や保証書でもって得た資

金、あるいはどのような形であれ、連邦政府が保証した資金で、該当の州政府や市町村当局と事前に合意書、あるいは協定書を締結して、取水、貯水、導水工事、また場合によっては、水供給のための簡易浄化処理、上水用浄化処理の工事を、全部あるいは、部分的に実施できるものとする。

- I. 工事が、二つ以上の州にわたって所在すること、あるいは、複数の水の使い方があること、あるいは、関係者からの明確な要請があること。
- II. 該当の州政府、及び市町村当局が、建設工事に資本、投資参加し、また、必要資金が調達できること。
- III. 適用可能な税法に従って、出資金の回収が保証されていること、また、利用者、あるいは利用者の組織が、水利設備の効率よい運営と水質に注意することを約束すること。
- IV. 該当の州政府や市町村当局、あるいは国営公団、地方公団、その実施のために契約した法人などが、水利インフラ施設の運営、保全、維持、修復に責任を持つことを約束すること。

該当する合意書や協定書にはそれらに関する約束ごとが定められていることとする。

第47条：国有財への汚水の放水、あるいは、地層、地下水層を汚染する可能性のある汚水の浸透は、第7編の規定に準じる。

『委員会』は飲用水、下水設備の汚水の活用を奨励することになるが、それは市町村、運営団体、あるいは、第三者によって実施されることも可能である。

第2章 農業用水

第1部 総則

第48条：エヒードや共有地の構成員、小地主、また共有地、共同体、組合やその他の人々で、農地、牧場地、森林の名義人や所有者になっている者は、本法に従って利権を与えられた国有水を使用・利用の権利を持つこととする。

灌漑用水の利権については、利権証書に記載されているのとは異なる土地における、全体的、部分的利用を許可することができるが、権利の新取得者がその所有者、あるいは持ち主であり、かつまた、第三者に害を及ぼさない時にかぎる。

第49条：農地、牧場地、森林用の水の使用・利用の権利は、本法並びに細則の定める条件に従って、委譲されることができる。

灌漑単位、地域、体制については、水の使用・利用の権利の委譲は、それに関して公布される規則の規定を満たすこと。

第50条：以下の者に、利権が与えられる。

- I. 農業用として国有水を、個人的に使用・利用する個人あるいは、法人
- II. 農業用として灌漑設備を管理運営する、あるいは、国有水を共同使用・利用する法人。

第51条：前条の第II項に述べられている灌漑設備の管理運営のため、あるいは国有水の共同使用、共同利用のために、法人は以下を含む規則を持たねばならない。

- I. 利権を受けた水の分配、管理、及び、利用者全体で意思決定ができる方法。
- II. 構成員、あるいは灌漑施設の利用者の個人的権利が保証され、保護される形式。また、彼等が設備の管理、警備に参加する権利を保証する型式。
- III. 運営、保全、維持の手段、また、インフラや共同設備の改善のために行う投資の手段、掛かったコストを回収する手段。構成員や利用者の義務としては、水の供給を引き続き受けるため、また、利用するために、決められた料金を支払うことである。
- IV. 構成員、利用者の権利と義務、及び、不履行による罰則。
- V. 共同施設の構成員あるいは利用者の間での、水の使用・利用の個人的権利の委譲を規定する条件や方法。
- VI. 第三者に全部あるいは、部分的に利権の名義や、与えられた余剰水を委譲できる方法あるいは、条件。
- VII. 構成員や利用者の意見の不一致を審理する方法。
- VIII. 合併、分裂、消滅、解散などを処理する方法や条件。
- IX. 本法及び細則から派生するその他の、あるいは、構成員、利用者の合意による規則。

規則及び、その修正には、その目的のために召集される総会での3分の2の投票で同意されることが必須である。

第52条：第50条第II項に示される法人の構成員、利用者による、水の使用・利用の権利は、前条項に言及する規定に従い、利権を与えられた者が持つべき台帳(PADRON)に、はっきりと明示されねばならない。

台帳は公的なものであり、実際に存在することや権利の現状を証明する方法となる。また、関心のある者は、いつでも参照することができる。

台帳に記載されている権利は、被害を受ける可能性のある者を対象にした事前の公聴会をすることなしに、影響を受けることはない。

台帳に登録されている構成員、利用者は、その現状を示す報告や書類を定期的に提出する義務がある。

第53条：第50条から52条に記された規定は、灌漑ユニット、灌漑地区に適用されるものとする。

エヒードや共同体が、前条項に述べる構成単位や地区の一部である場合は、本法の条項の灌漑構成ユニットや地区に入っていないエヒードや共同体は、本法令の執行のためには、利権を受ける者と理解される。また、共同の灌漑設備を所有していたり、水の共同利用を行う場合は、その設備、水利用に関しては、第51条、第52条の規定が適用される。この場合、灌漑設備を使用する、あるいは水を利用するエヒード、共同体の構成員がそれに関する規則を作成する。

第54条：灌漑構成ユニットや地区を構成する個人や法人は、自分達で作成する規則の定めに応じて、水の使用を全部あるいは部分的に変えることができる。

第2部 エヒード、共同体

第55条：集落、または共同使用の土地のために、エヒードや共同体で使う、水の使用・利用は、第51条の定めるところを考慮して、そのエヒードや共同体が作成した規約に準じて行われる。

あるエヒードや共同体が区分化されるような場合は、それら区分化された土地の灌漑のために必要な水の使用・利用は、それら区分化された土地の構成員がこれを行う。

いかなる場合も、総会やエヒードの委員会は、区分化された土地の名義人である構成員たちの事前の明確な同意なくしては、その区分地にあてられた水の使用・利用を行ったり、勝手にしたり、決めたりできないが、集落の家庭用に絶対必要な水については、この限りではない。

第56条：エヒードの総会で、構成員が区分地の全統治権を得ることが決議された場合、区分地の灌漑用に必要な水の使用・利用の権利も委譲される。そして、今までに受けてきた水の権利を考慮して、それぞれの水源や水量を明確にする。その場合、必要な形式あるいは用水権を決める。

エヒードの区分地に関する全統治権を取るということは、エヒード、共同体の構成員たちが、本法の規定に基づいて、利権を受けた者として、水を使用・利用するということを意味する。

農地法に準じて、分化された共有地の全統治の責任を負った構成員たちは、それまで活用してきた水を使用・利用する権利を保持することとなる。『委員会』は、該当の区分された共有地の登記を取り消しを証明する公的証明書を所有するだけで、関係者の申請に応じて該当する利権を与える。

第57条：農地法に従って、民間団体や商業団体、または他の法人に、共同使用のエヒードの土地の統治権が委譲される時、あるいは区分地の使用権が委譲される時には、それ

らを得た法人や団体は、それぞれの水の使用・利用の権利を保持することになる。

『委員会』は関係者の申請に対して、本法及びその細則に則って、該当の利権を与える。

第3部 灌漑構成ユニット

第58条：農村地域の生産者は、利用者に農業用灌漑サービスを提供するシステムを統合する目的で、自分達の間で法人を設立するために自由に連合することができる。そのために、本部門の規定に準じて、灌漑ユニットを設立する。

この場合、国有水の利権は、これら利用者を集める法人に委譲されるが、利用者たちは、本法の規定に準じて、自由に委譲できる証明書を受けとることになる。これは灌漑地区の内部においては義務的なものではない。

第59条：個人及び法人は、合体してひとつの法人を形成できるし、以下の目的をもつ灌漑ユニットを設立することができる。

- I. 構成員たちに灌漑サービスを提供するため、自分達自身のインフラ施設を建設し、運営すること。
- II. 連邦政府、州政府、市町村の公共資本と共同投資して、灌漑施設の工事を行うこと、そして、自分達の構成員たちに灌漑サービスを提供するために、その運営、保全、維持の責任を負うこと。
- III. 灌漑用の連邦公共施設を運営、保全、維持、修復をすること。その使用・利用については『委員会』に利権の申請がされているものである。

第60条：『委員会』が灌漑ユニットに与える国有水の利権の証書には、それに関する工事許可が加えられており、また、必要な場合、第112条に述べられている公共財の使用・利用の利権も入っている。

法人の会社定款や灌漑ユニットの規約には、本法第51条の規定が含まれねばならない。また、当該利権証書で定められている規定に違反することはできない。

第61条：第59条第II項の規定により、法人は、本法に準じて、連邦政府の投資の回収部分を支払う義務があり、また、その遂行のために作成された保証書を与える義務がある。

同じ規定に従い、『委員会』は、灌漑ユニットが必要なインフラ施設の建設、保全、維持に関する基準書を交付する。そして、事前に生産者たちと合意し、また必要な場合は、当該の州政府や市町村と事前に同意書、協定書を締結したうえで、部分的あるいは、全体的に建設することができる。

第62条：第59条の第II、III項に記載されている事に関して、法人の理事会は、運営規約や必

要な料金について、総会に提案しなければならない。

『委員会』は、業務や灌漑サービスのやり方を点検し、矯正手段を指示し、運営規約に入る条件に従って、運営に介入することができる。

運営規約、料金、またそれらの修正については、その有効性と遂行のために、『委員会』による罰則が必要とされる。

第63条：複数の灌漑ユニットは、合意に至る場合、集合して一灌漑地区を構成することができる。

前記とは別に、灌漑ユニットは、第14条を実施するために、互いの中で自由に連合できる。

灌漑地区用に定められたことは、灌漑単位の取決めに適用されるものとする。

第4部 灌漑地区

第64条：灌漑地区は、その周辺に水利インフラ施設、水の供給サービスにあてられる地表水、地下水、貯水地、その運営と機能に必要な設備をもつ敷地から成り立っている。地区が機能するために必要な工事の資金調達、建設、運営、管理に、連邦政府が参加している場合、『委員会』は、本法とその細則に則り、最終期間内に、その管理と運営を利用者に渡す手続きをとる。

第65条：灌漑地区は、第51条に従い組織された、その灌漑地区の利用者自身、あるいは、かれらが指名する者によって、管理、運営、保全、維持される。そのために、『委員会』は、水の利権や、必要な場合は、それを執行するために設立された法人に、必要な公共施設の利権を与える。

地区の利用者達は、法令の定めるところにより、灌漑地域のインフラ施設を手に入れることができる。

第66条：各灌漑地区には水利委員会がつくられ、その組織と運営は各地区の規約により決定される。その委員会は水や施設の適切な運営のための調停機関のような働きをする。

水利委員会は該当する灌漑地区の規約を提案し、その遂行を監視する。その規約は利権の規定に違反することはできないし、違反の場合は『委員会』の処罰をうけることになる。

灌漑サービスの規約は第51条の定めるところにあっていること。

第67条：灌漑地区では農村地区生産者は、それぞれ利用者台帳に加入することで、灌漑用水を受け権利を持つ。この台帳は、利用者からの情報の提供を基に、『委員会』が、構成する。

ひとたび台帳が構成されると、地区規約に従って、台帳を現状更新することが利権獲得者の責任となり、水利権登記簿に登録されることができる。

第68条：灌漑地区利用者は、以下の義務を負う。

- I. 地区規約に従い、水と灌漑サービスを活用すること。
- II. 『委員会』が取り決め、承認した灌漑サービスの料金を支払うこと。この料金は、少なくとも、同サービスの管理運営経費や施設の保全、維持経費がカバーされるものであること。料金が前記を遵守していない場合には、『委員会』から異議申し立ての対象となる。

本条項を守らない場合は、違反者が状況を正常化するまで灌漑サービスの提供は止められるに充分であるとする。

灌漑サービスの料金未払いによる水の供給の停止は、農作物が育っている農繁期には公布されないとする。

第69条：農繁期に、不可抗力によって、水が灌漑地区の需要を満たすのに不十分になる場合は、使用可能な水の配分は、灌漑地区の規約が示す条件に従って行われるものとする。

第70条：一灌漑地区の一利用者組合内部での、水の使用権、利用権の全体的、部分的委譲は、その単位の規約の定めるところに委ねられる。

同一灌漑地区の複数の利用者組合の間における、国有水の使用権、利用権の全体的、部分的委譲は、地区の規約に従って、行うことができる。

灌漑地区以外の個人、あるいは法人へ与えられた、国有水の使用権、利用権の全体的、部分的委譲は、地区利用者諸組合の総会で、過半数以上の承認を得ることが必要とされるし、本法令の規定に委ねられる。

第71条：連邦行政政府は、農村地域生産者の組織や灌漑地区設立のために必要な施設の連邦政府の融資による灌漑地区設立は、連邦政府官報紙上で公表されることとし、以下の事項が明記される。

- I. 供給水源
- II. 地表水、地下水の水量
- III. 灌漑地区の範囲
- IV. 灌漑地区に入っているゾーン（単数、複数）の範囲
- V. 灌漑サービスを提供するための必要条件

第72条：連邦政府出資の灌漑地区を設立する手続きとして、『委員会』は以下のことを行う。

- I. 工事がうまく機能するように、必要な場合は、禁止期間を奨励する。
- II. 灌漑地区に入る土地や建設施設の、不動産土地台帳地図を作成する。

- Ⅲ. 土地や他の不動産の持ち主の調査原簿を作成し、その税制上査定価格、商品価格も調査する。
- Ⅳ. 計画の灌漑ゾーンを設立するために必要な、公聴会、調停会、その他、本法令やその細則に定められた行動を取る。
- Ⅴ. 貯水や水の供給のための水利工事をするのに必要な土地を、連邦政府が買収するのを促進する。
- Ⅵ. 灌漑地区設立やそれに必要な土地の買い上げのために、その権限に応じて介入する義務のある所轄官庁の情報源となる。

第73条：『委員会』は、細則に従い、その地区で計画されている灌漑ゾーンの受益者達との公聴会を、以下の目的のために組織する。

- I. 本法令に基づいて、水利施設工事、連邦政府が出資する回収を受益者たちと協議する。
- Ⅱ. 計画の灌漑ゾーンの設立のために必要な工事が、受益者達自身の資財で行われるように誘致する。
- Ⅲ. 灌漑ゾーンの利用者組織化に合意し、また、水利工事で損害を受ける人々の問題解決やそれらの人々を転地させるために、受益者達が援助する方法を合意する。

本条項で述べる公聴会において、灌漑地区設立が公表された日から一年たっても民間投資、社会投資によって、全地区の灌漑ゾーン設立が合意に達しない場合は、計画の灌漑ゾーン設立に必要な土地の買い上げを事前に行って、公共融資でもって設立することができる。

同様に、先段に言及した一年の後に、計画灌漑の面積の5分の4を代表する将来の受益者達が、連邦政府に申請すれば、土地の買い上げを始めることができる。

第74条：土地の買い上げによる賠償手続きは現金で支払われる。

連邦公共工事によって損害を受けた者が申請すると、本法令に従い、被害者ひとりひとりに、灌漑用地と等価の現物補償によって支払われることが可能であり、賠償の残りがもしあるとするならば、現金で支払われる。

『委員会』は、所轄官庁と連携して、建設工事によって損害を受けた土地の補償のために、必要な集落の設立を準備し、援助することとする。

第75条：灌漑地区は以下のことができる。

- I. 一つ、または複数の他の灌漑地区、あるいは、灌漑ユニットと相互関連、あるいは合併すること。この場合、『委員会』は必要となる援助を提供するが、同時に灌漑地区の自然環境を保全する。
- Ⅱ. 灌漑地区の規約に従い、二つ以上の灌漑単位に分裂すること。この場合、『委員

会』は、利用者の権利を守るために、必要な行動と措置を協議する。

Ⅲ. 『委員会』の事前の許可を得て、水の使い方を全部変えること。

第5部 農業排水

第76条：連邦政府は、『委員会』を通して、また、生産者達の参加とともに、農牧畜生産の増大のために、排水ユニットの設立を促進、奨励する。

排水ユニット設立の合意書は、連邦政府官報紙上で公表される。この合意書には周辺の境界線、工事の記述、この工事による受益者達の権利と義務、などが示される。

第77条：連邦水利施設をもつ排水ユニットでは、水利施設の受益者たちは、『委員会』の代わり、あるいは『委員会』の名で、その施設の運営、保全、維持をし、排水ユニットにあてられた料金を、受ける利益の代価として得るために、法人を組織、設立することができる。同じく、投資回収のために、本法令で定められた料金を取ることができるし、それができない場合は、料金を払う義務のある利用者と取決めをすることができる。

『委員会』が直接、あるいは、第三者を通して行う運営、保全、維持業務の費用の借款や、投資回収のための料金は、国庫貸し付け金の性格を持つものとする。

『委員会』は、排水ユニットに必要な技術的助言を行うし、また必要な場合、国有水や関連の公共財の使用、利用の利権を譲渡する。

灌漑ユニットのために規定されたことは、続いて、排水ユニットにも適用されるとする。

第3章 発電用の使用

第78条：『委員会』は、全国水力資源の活用についての総合計画書や調査を踏まえて、使用可能な水量を出し、電力庁に割当ての証書を与えるが、そのなかで、発電用水量と発電所冷却用水量が決められる。

『委員会』は、発電用の使用と水の別の使用を調整するために、川の流れや、湖、沼、その他の国有貯水池からの採水について、定期的に計画を作成する。

電力庁が発電用にあてられた水の活用に関して行う調査や計画は、ひとたび『委員会』の承認を得るや、国家水資源活用総合計画の一部となる。同様に、『委員会』が行う水力発電の分野での調査や計画は、国家電力活用総合計画に組み入れられる。

第79条：連邦政府は、水力発電設備に相応する水利関係工事が、『委員会』によって行わ

れるか、あるいは、電力庁によって行われるかを決定する。

『委員会』は、所轄の発電用施設を活用する、あるいは、利権を与えることができるし、本法令の規定に従い、超過水を自由に利用できる。

第80条：発電を目的とする国有水の使用、利用が必要な個人、法人は、本法令の条項によって、『委員会』に、その利権を申請しなければならない。

本法令に準じて、小規模の水力発電用に国有水の使用、利用をするためには、細則に従い、利権の要請は必要ない。

第81条：水蒸気、あるいは水温が摂氏80度以上の地下水の使用、利用は、地下水層が損なわれる可能性がある時には、地熱発電やその他の使用のためには、事前に割当て、あるいは利権を必要とする。

第4章 出水規制及び対洪水予防

第82条：『委員会』は、州政府、市町村と協力し、あるいは個人や法人の合意を得て、出水規制や洪水地帯の防御のための建設、また、第八編の規定に従い、土地の有効利用や、集落・工業地帯、その他、住民の生命やその財産の擁護を可能にするような、補足的な道路や工事を行いそれを運営することができる。

『委員会』は、細則の規定に則り、地域を洪水の危険の可能性に従って分類し、必要な基準や勧告を交付し、運営、管理、フォローの手段を作成し、その実施のための危険基金を適用する。

第83条：『委員会』は、出水規制のための水利施設の運営を決定し、必要な防災活動を促進、実行しつつ、異常な気象現象のフォローを行うための必要な対策をとる。同様に、所轄官庁と調整を取り、異常な気象現象で被害を受けた地帯や水に関しての緊急地帯への対応として、技術審議会が同意した必要な行動をとる。

第七編 水汚染の予防と管理

第84条：本法令に基づき、水質を守るための必要措置や行動を促進、実行することは公益である。

第85条：『委員会』は、以下の任務がある。

- I. 関連するメキシコの公共基準や排水の特殊条件に準じて、流域や地下水層における、水質の予防、保存及び改善のために必要な業務、及び、連邦政府のインフラ施設を促進し、必要な場合、実施、運営すること。
- II. 土地利用と水量、水質の間に存在する関係を考慮し、流域や地下水層における水力

資源の擁護のため統合的計画を作成すること。

- III. 連邦政府の財産内あるいは管轄区で発生する排水が満足すべき、個々の排水条件を設置し、それが守られているかを監視する。排水が地層や地下水層を汚染する可能性があり、直接に水や国有財産あるいはほかの土地に流れ込むような排水の条件や、自然保護法や環境保護法で定められたその他のケースでの汚水に対して。
- IV. 海に流れ込む汚水の排水に許可を与え、また、汚水源が移動する場合や、固定されたプラットフォームから汚水が来る場合は、海軍省と協議して許可する。
- V. 他の所轄官庁と調整して、人間の飲料水の水質がそれぞれの水質基準を満たしているかどうかを監視し、汚水が使用される時は、その水質基準を満たしているかどうかを監視する。
- VI. 汚水処理の産物である、ごみ、廃棄物、マテリアル、有毒物質、泥などが、地表水や地下水、または、第112条に記載されている不動産を汚染することを避けるために必要な措置を促進、実行すること。
- VII. 自然保護法や環境保護法の規定に基づいて、水の汚染の予防、管理や、その監督、処罰に関して、連邦政府の管轄である権限を行使することとするが、連邦政府行政基本法に準じて、他の官庁の管轄であるものは省くとする。

第86条：『委員会』は、排水基準、国有水の容器がもつ吸収力、溶解能力、及び、それら容器が受ける公害物質の量などを定める。同様に、目標とすべき水質や、それに達する期間などを、国有水容器分類についての説明書を発行することで、定める。その説明書は、遵守するために連邦政府官報紙上で公表される。またその修正も掲載する。

説明書には以下が含まれる。

- I. 分類された水の容器の境界線
- II. 本法令の細則で定められる期間に従って、分類された水の容器別に、各排水が守るべき数値。
- III. 分類された水の各容器の、公害物質を溶解、吸収する能力。
- IV. 排水のそれぞれの条件を決める基準として、分析された公害物質の最大排出量。

第87条：国有水、あるいは、海水を含むその他の国有財である受け入れ本体に、汚水を連続的、間欠的、または、偶発的に排水する個人や法人は、『委員会』の許可を求めなければならない。同様に、国有地や、その他の土地に水が浸透して地下層や地下水層を汚染する可能性がある場合にも、許可を要請すること。

『委員会』は、流域、地下水層、地域、場所、あるいは使用別による一般的特徴に従って、汚水の排水許可を、簡単な通知に代えて出すことができる。

人口集中地区の排水設備や下水設備へ排水する汚水の管理は、市町村の任務であるが、それが必要であり、諸法令に定められているときは、州政府の入札をもって行うこととする。

第88条：『委員会』は、第86条に述べられている国有水の容器の分類や、相応するメキシコ公式基準、排水が守るべき特殊条件などを考慮して許可を与える。

『委員会』は、細則に従って、提出された排水許可申請に対して、それを受理した日から平日60日後に回答を出す義務がある。その期間内に回答が得られない場合で、規定どおりに書類が揃っている場合には、申請者は、申請条件どおりに排水を実施することができるし、その行為は『委員会』が、排水特殊条件や申請内容とは異なった条件を設定すべきと考える場合に、許可を受ける者に守るべき許可を出す妨げとはならない。

汚水の排水や廃棄が飲料水の供給源や公共衛生を損なう、あるいは、その可能性がある場合、『委員会』は、所轄官庁にその旨を通達し、その許可の取り消しを公布するか、あるいは、ただちに許可を無効とする。そして必要な場合は、それらの異常事態がなくなるまで水の供給を停止することとする。

第89条：『委員会』は、細則の規定により、汚水排水の許可を発行するが、その中には、少なくとも排水場所、排水量、排水質の詳細、水の汚染予防、汚染管理のための体制、許可の継続期間などが明記される。

汚水排水が、国有水の使用、利用から出る場合は、排水の許可期間はすくなくとも利権あるいは、割当て期間と同じで、排水許可期間の延長、終了については同じ規則に準じる。

排水許可は、第四編、第5章の規定に従い、その許可の特性が保持される場合に限り委譲されることができる。

第90条：汚水を浸透して地下水層に戻す場合は、『委員会』の許可が必要とされ、それに関するメキシコ公式基準を満足させねばならない。

第91条：『委員会』は、その権限内で以下の、汚水廃棄の原因ともなる行為を停止する命令を出すことができる。

- I. 本法令に従って、汚水廃棄の許可を有していない場合。
- II. 廃棄水の水質が該当するメキシコ公式基準や排水特殊条件、本法令の条項やその細則に適合していない場合。
- III. 汚水排水の受け入れ容器である国有財の使用、利用による税金の支払いをしない場合、あるいは、
- IV. 排水の責任者が当該メキシコ公式基準や排水特殊条件に合わせようとして、汚水の

溶解処理をしている場合。

停止されても、市民、刑法、行政上の責任は免れることはできない。

前記の他に、集落や生態系に危険がある場合には、『委員会』は、所轄官庁の要請に応じて、それらの危険を回避するために必要な行動や工事を、責任者とされる者の費用で、取ることができる。

第92条：以下は汚水廃棄許可の取り消しの理由となる。

- I. 『委員会』が許可した場所以外で排水を実行する。
- II. 前条項の第II. III. IV. 項に記載されている行為や怠慢を行い、同じ理由で過去に『委員会』から認可業務を停止された前歴がある場合。
- III. 国有水の利権や割当ての取り消しは、その証書が水の使用、利用だけであり、かつ、汚水源となる場合。

取り消し手続きの場合、『委員会』は、関係者に通告し、根拠を説明し、該当行為の理由づけを行う。

汚水排水許可の期限は、本法令の規定で、排水源である国有水の利権、割当ての権利書の期限が切れたときに切れるものとする。

第93条：汚水処理プラントが操業不能になって、衛生面の集落の安全性を損ない、生態系に重大な害を与えるような時には、『委員会』は、所轄官庁の要請に応え、公共利益の理由から排水の元となる操業の停止命令を出し、それができない場合、あるいはそれが有利でない場合は、仲介者を任命して操業が停止されるまで、あるいは、排水危機がなくなったと考えられるまで、一時的に汚水処理設備の運営、管理の任にあてる。

これらの介入にかかった費用は、単数または複数の排水名義人が支払うものとする。

『委員会』が要請した日から平日15日後にその支払いをしない場合は、その費用の徴収は国税融資の性格を持つものとする。

第94条：『委員会』は、連邦政府の権限内で、法令の遂行を確かめるために、汚水排水の検査や監視を行う。これらの監視や検査の結果は詳細な公式報告書に記録され、あらゆる法的効力を持ち、『委員会』他連邦政府所轄官庁が本法令で定められた該当罰則を適用するために、基礎資料として役立つこととなる。

第95条：灌漑地帯や大きく広がった、または分散した汚染地帯では、国有地表水や地下水を汚染する可能性のある物質の扱いや適用には、本法令とその細則から派生した基準、条件、規定を遵守する義務がある。

『委員会』は、その権限の範囲内で、生態系や流域、地下水層のなかで水質を保持する目的で土地の使用と水の使用を両立させるために必要な基準や規定を促進する。

第八編 水利施設への投資

第1章 総則

第96条：国有水の利用者はその者自身であるいは、第三者によって、水の使用、利用のために必要とされるいかなる水利施設の建設をも行うことができる。

それらの建設の管理、運営は利用者、あるいは、建設実施のためにつくられた組合の責任となるが、国有水の使用、利用については別である。

第97条：それらの建設のために、国有地や連邦地帯にあたる河の流れや、水脈などの水利、水文形態を損なう可能性がある時、あるいは規制地域や禁止地区に井戸を掘る場合は、本法令の第23条、42条の規定とその細則に準じ、許可が必要とされる。

これらの場合に関して、『委員会』は必要とされるメキシコ公式基準、あるいは、利用者が要請する基準を公布することができる。同様に、工事を監督し、許可並びにそれら基準の遂行を保証するために必要な修正措置を、いつでも採ることができるものとする。

第98条：『委員会』は、投資家達や利権・割当て保持者の要請に応じて、水利施設並びに運営業務の適切な建設、運営、保全、改善、近代化のために、補佐や技術援助を提供する。

同じく、『委員会』は、要請に応じて、利用者の組織と協力して、効率のよい操業や水や土地の保守を含む特定の計画によって、水利サービスの発展と独立採算を目指して、適切な水利サービスの運営・改善・近代化のために援助と技術補佐を提供する。

第99条：『委員会』は、ある建設工事やその施設の運営がある川の流れの水利条件を好ましくない形に損なったり、人命やその不動産の安全をあやうくすることを避けるために、基準を作成したり、必要な行動をおこすものとする。

第100条：『委員会』は、それ自体で、あるいは第三者によって、本法令及び細則に則り、『委員会』が負担する投資計画に準ずる連邦公共水利施設の建設を実施する。同様に、連邦資金とは別の資金の全体的、部分的融資でもって、要請を受けた建設を実施することができる。

第2章 連邦公共建設への民間、社会投資の参加

第101条：個人・民間が連邦水利施設の投資、建設、運営やそれに関する業務提供に参加することを促進、奨励することは、公益にあうと考えられている。

その目的のために、『委員会』は以下のことを行うことができる。

- I. 投資回収方式で、連邦水利設備の建設、器材装備、運営のために、公共建設とその業務について民間人と契約を締結すること。細則に基づいて、ある企業が建設とその運営の統合的責任を引き受けることが可能である。
- II. 連邦政府によって建設された水利建設の運営、保全、維持、修復、拡張やそれに関するサービス提供の全体的、部分的利権を譲渡すること。
- III. 連邦水利施設の建設、器材装備、運営や、それに関するサービス提供の全体的、部分的利権を譲渡すること。

第II項に述べられている利権の手続き、継続期間、規制、終了については、水の使用・利用の利権について本法令やその細則が規定するところに従って、適用される。前述の施設利用者達は、それらの利権に対して優先権を持つ。

第102条：前条の第III項で述べられている利権は、本章とその細則に準ずる。

『委員会』は、本法令や細則に準じて、本章で述べられている利権の公開入札の参加のために、最低基準を定める。入札に参加した企業の選択は、『委員会』が各ケースごとに交付する基準書の中で規定されている誠実さ、信頼性、品質などの基準に応じた最低価格を基準に行われる。

利権を受ける者の権利と義務は、規約や利権書きのなかで定められるとする。

第103条：『委員会』が発行した基準書に応じて、前条で述べた最低価格は以下の義務がある。

- I. 水の効率よい使用を支援し、水の消費形態を合理化し、また、必要な場合には、極端な水の需要を強いるような活動を抑制する。
- II. 基準書自体の中で規定されている、よく知られている測定可能な指数に応じて、当該変動費に関する必要調整を予測すること。
- III. いかなる場合も、出資金のコスト回収期間や、締結した利権の融資義務遂行期間よりは短くない、定めた一定の期間を遵守すること。

利権の期間は50年を越えないものとする。

第104条：『委員会』は、細則に基づいて、利権獲得者が、本章で述べている利権の対象である不動産の権利を、保証として渡すことを許可することができるとし、このような場合に、それに関する条件や方法を明確化する。

この保証は、いかなる場合も譲渡された利権の全期間の最終10分1の期間を含まない期間の間、譲渡される。

第105条：利権の期間満期日に先立つ最終10分の1の期間内に、利権獲得者が施設を良好な状態に維持しない場合、『委員会』は、仲介者を任命して、効率よいサービスを提供し水利施設を損なわないように監視させ、施設を良好な状態に維持させる。

第106条：利権は以下の場合にのみ終了する。

- I. 証書に定められた期間が終了したとき、あるいは、名義人が権利を放棄したとき。
- II. 以下のケースにおける不履行による取り消しの場合。
 - a) 本法令や細則に示されている条件に準じて利権の目的である建設や作業を実施しない場合。
 - b) 利権を与えられている施設の使用、利用による、あるいは、その他の不動産やサービスの代価として国税法に定められている税金や利得の支払いを止めた時。
 - c) 『委員会』の許可を得ないで、証券の権利を委譲したり、利権を受けている不動産を保証として渡す場合。
 - d) 利権保持者のせいで、サービスや建設、運営、保全、維持を悪効率で、あるいは不規則に行ったり、それらを完全に停止して、それによって、利用者や第三者に大きい損害や被害を与えたり、与える可能性がある場合。
- III. 公益のために、利権を奪回する場合、この場合、細則に従い、専門鑑定人が判定する当該賠償金の支払いをもって、利権を弁済し、いかなる場合も、賠償金は少なくとも、出資金の未回収額と同額、また、利権書条件で取り決めた収益の未回収金額と同額を保証する。
- IV. 判決による場合。

第II項で述べられている諸ケースの場合、工事や建設された施設、同様に業務継続のために必要な、それらの改修工事、付属物、不動産は、良好な状態で、いかなる経費もかからず、またいかなる抵当や制限にも拘束されずに、開発やサービス提供が引き続き行われるように、国家に引き渡されねばならないとする。

第107条：民間あるいは社会資本の投資の、全部または部分的回収は、多目的使用の水供給をもって行われるが、これには本法令に準じた電力の販売も含まれる。

の管理、運営によって、出資金の回収を容易にするために金融会社が設定した信託にゆだねることができる。ひとたび信託の目標が完了すると、連邦政府に戻す義務がある。これを遵守しない場合、本法令により、解体手続きがとられるとする。

第3章 公共投資の回収

第108条：連邦水利施設への公共投資は、『連邦公共水利施設建設による改修税法令』に示されている方法と条件によって、回収されることとするが、それは、それらの施設を直接使用、利用、開発する受益者たちが支払うべき料金の設定を通して行われる。

第109条：水利施設の運営、保全、維持はそれぞれのサービスの利用者の負担で行われる。それらの料金は、経済効率を考慮して事前にそれらサービスの費用を見積もり、そ

のコストを基本にして定められる。同様に、サービス提供会社、あるいは、団体の健全財政や経済効率の基準をも考慮される。

第110条：灌漑地区や灌漑、排水ユニットにおいて、工事への投資や灌漑、排水それぞれのサービス・コストの回収を保証するために、農地法に基づき、保証として土地の所有権を与えることができるが、エヒードや共同体の構成員の場合は、それらの分化地の使用、利用権を与えることができる。

第4章 国有水、国有財の使用、利用による料金徴収

第111条：地下水を含めた国有水の使用、利用、また『委員会』が管理する国有財の使用、利用は利用者による、連邦タリフ法が定める料金支払いの理由となる。

汚水排水受け入れ容器として国有財を使用、利用することは、連邦タリフ法に規定されている税金の支払いの理由となる。税金の支払いは、水質の予防とコントロールに関する本法令の規定や、自然保護法、環境保護法の規定、また保健衛生法の規定の遂行とは関わりなく行われるものである。

第九編 『委員会』管轄の国有財

唯一章

第112条：以下の国有財の管理は、水利委員会の管轄となる。

- I. 海岸、連邦地帯、本法令の条項に基づく水流の河川に相当する部分。
- II. 国有水がある湖、沼、湿地、天然貯水池のある土地。
- III. 国有水の水流河床。
- IV. 本法令第3条に定められた条項に基づく水流河床や、国の所有である湖・沼や貯水池に続く沿岸や連邦地帯。
- V. 自然現象や人工的工事によって、露出している、国有の河床、湖、沼、河口の土地。
- VI. 国有財の実在している島や、国有の湖、沼、河口、ダム、貯水池の一部、あるいは水量河床の一部に形成される島で、個人やエヒード、共同体所有の土地がある水流ではがされてできた島は除くとする。
- VII. 連邦政府の出資で建設された水利施設、例えば、ダム、堤防、水脈、水路、排水溝、小堤防、溝、下水道、灌漑地区、灌漑ユニット、その他開発、使用、利用、洪水予防、国有水の運営のために、『委員会』が各ケースごとに広さを決めた保護地帯につくられている施設。

第Ⅳ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ項の諸ケースでは、不動産の管理は、必要な場合、電力庁と調整して行われる。

第113条：国家所有の水流のコースが自然現象によって、決定的に変化した場合は、国はその事実によってのみ、新河床と新連邦地帯の所有権を得るものとする。

自然現象によって、国所有の湖、沼、湿地、水流の水位が決定的に変化し、水が土地に流れ込んだ場合、これらの土地、連邦地帯、海陸連邦地帯にあたる土地は、連邦政府の公共の管轄となる。前述の水位の決定的変化によって、地面が露出した場合は、その地面は事前の分離分布によって、連邦政府の公共管轄から私的管轄となる。

地表水が湖沼や河川を変える傾向がある場合は、隣接する土地の所有者は必要な防衛工事を実施する権利がある。すでに変化が完了している場合は、変化した日から一年以内に修正工事を実施する権利がある。防衛工事あるいは、修正工事の建設の手続きには『委員会』に文書で通知をするだけで十分であるが、『委員会』はそれらの工事によって第三者に損害を与える場合や、損害を与える可能性がある場合には、その工事を停止させたり、工事の修正を命じたりすることができる。

第114条：自然現象によって、国所有の水流のコースが決定的に変わった場合に、川床の変化によって損害を受けた所有者は代替地として、沿岸や連邦地帯の外にある使用可能地の相応する部分を受け取る権利があるが、損害を受けた土地の面積を考慮して受けることとする。

それができない場合は、放置された川床の沿岸地の土地所有者は、自己の土地の前方に残っている川床の半分までとることができるし、対岸側に該当する沿岸地がない場合は全部とることができる。

該当する沿岸地被害者や所有者がいない場合は、第三者が放置川床の土地を購入することができる。

いずれのケースの場合も、公共管轄からの分離は事前に行われるものとする。

第115条：国有の河川の流れに人工的に水路をつけたり、狭めたり、部分的、全体的に干拓して人工的手段によってできる埋め立て地は、分離を公布することによって、連邦の公共管轄から私的管轄に移行されるとする。水路工事や縮小工事はそれぞれの川床や湖沼の、また、連邦地帯や保護地区それぞれの一部とみなされるので、連邦政府の公共管轄のもとにあるとする。

第116条：公益のために、連邦行政政府は『委員会』を通して、宣言を行って、国有の水流、湖、沼の連邦地帯、また、集落の範囲内の土地に含まれている水利施設の連邦地帯を縮小、削除することができる。

州政府や市町村あるいは、この場合、本条で述べている土地に関係ある個人は、連邦地帯削減のために、前もってコントロール工事や必要とされる工事を行う義務がある。

『委員会』は、指定や公共競売などによって、州政府や市町村や、必要な場合は関係者がそれらの財を保護、保全、維持する責任を持つように、彼等と協議することができる。

第117条：本部門で言及するところの、『委員会』に管理をまかされている国有財は、『委員会』が前もってその目的で与えた利権によって、個人や法人が使用、利用、開発することができる。

本条で述べている利権の手続き、継続期間、規制、終了については、細則並びに、国有水の使用、利用に関する利権についての本法令の規定を適用するものとする。国有水の利権割当てが動機で、国有財の利用・使用利権が与えられている場合は、利権の期間は、第27条で決められた諸ケースにおいて終了する。

人口集中地区へ水や土地を提供したり、返却したり、取得したりするのは関係なく、河川、湖沼、連邦地帯を占拠したり、そこに存在する建設資材を採掘する時には、本法令で述べている利権が必要となる。

第十編 違反・罰則・上告

第1章 業務上の違反と罰則

第118条：『委員会』は本法令に基づいて、以下の違反行為に罰則を与える。

- I. 本法令に反して、継続的あるいは断続的に、あるいは偶発的に、国有財である受け入れ容器に海水を含む汚水を排水すること、また、国有財である土地や、その他の土地に水が浸透して、地下水や地下水層を汚染する可能性がある時、保健衛生法や自然保護法、環境保護法の規定している罰則とは別に、処罰する。
- II. 水質や汚水の特殊条件を守るために規定されたメキシコ公式基準を遵守しないで、国有水の汚水を使用、利用すること。
- III. 該当証書や水利権登記簿の記載に応じて、利用者に割当てられた水量よりも大量に国有水を使用、利用すること。
- IV. 『委員会』の利権を得ることなく、第112条のなかで記載されている湖沼、河川、水路、連邦地帯、保護地区、その他の不動産を占拠すること。
- V. 『委員会』の許可なく、水の開発、使用、利用のために許可された水利施設あるいは、その運営を変更すること。

- VI. 所轄官庁が第三者や供給源あるいは、流域の水利開発に悪い影響を与えることを避けるために公布する法規に規定されている条件やその他の基準、条項を守って建設したり、施設の条件を整えないこと。
- VII. 本法令や細則、また適用される他の法令に従って、水量・水質の測定や記録のために必要な装置を設置しない時や、『委員会』の許可なくして、使用する水量を測定する装置や機器を修正したり、変更したりすること。
- VIII. 本法令の条項で要求されている、該当の権利書を持たずに国有水の使用、利用をすること。同様に、『委員会』の許可なく国有の河川、湖沼、水流を変えたり、あるいは、国有の水利施設に害を与えたり、破壊したこと。
- IX. 『委員会』の許可なく、自分のためあるいは第三者のために、規制地区や禁止区、保護区で地下水を汲み上げたり、採水したり、自由にすること。その工事を命じた者も同罪である。
- X. 本法令及び細則に則って、『委員会』が行う視察、検査、観測を阻むこと。
- XI. 本法令や利権書、任命書、許可書に含まれている条件の遂行を検閲するために、『委員会』が要求するデータを提供しないこと。
- XII. 汚水排水の水量よりも大量に水を使用して薄め、環境基準あるいは排水特殊条件の分野でのメキシコ公式基準を守ろうとすること。
- XIII. 該当の水質基準が守られていない国有水を人が消費するために供給すること。
- XIV. 法令に反して、ごみ、危険な有毒物質、汚水処理の過程から出てきた泥を、河、川床、湖沼、海、その他の貯水池や水流に投げ込んだり、置いたりすること。あるいは、地下水を汚染するような、資材や物質を土に浸透させること。
- XV. 利権、割当て書、許可書に指定されている義務の遂行を行わないこと。
- XVI. 本法令とその細則に従って、利権・割当て保持者が水利権登記簿への記載を申請しないこと。
- XVII. 本法令とその細則に反して、明らかに水を浪費すること。
- XVIII. 前記事項とは別の、本法令やその細則に対する違反すべて。

第119条：前条で言及する違反は『委員会』によって、行政的に処罰される。

その罰金は、違反が起こる土地での、違反をした時点での現行最低賃金の日数に相応する。

- I. 第VI. XI. XV. XVIII. 項に違反した時は、 50から500日
- II. 第II. III. IV. VII. X. XVI. XVIII. 項に違反した時、 100から1,000日
- III. 第I. V. VIII. IX. XII. XIII. XIV. 項に違反した時、 500から10,000日

前条第IX項で規定されている場合は、違反者は採水、水利工事を失い、国のものと

なり、かけた損害が償われるまで、機械、装備は保管、監視の下に差止め、あるいは、保留されるものとする。

第120条：本章で述べている違反者の罰則のために、違反は以下を考慮し分類される。

- I. 違反の重大性
- II. 違反者の経済状況
- III. 再犯かどうか

犯した違反（単・複数）の償いのために当局が与えた期間が過ぎても、その違反（単・複数）がまだ存続し、命令に服さない間は、日ごとに罰金が課せられるが、その罰金の総額が、前条項に示した最大金額を越えないものとする。

再犯の場合は、罰金額は初犯に課せられた金額の倍まで課せられることができるが、許された最大額の2倍を越えない額とする。

第121条：第118条第I. IV. VIII. IX. XII. 項の違反の場合あるいは、前述の条項の再犯である場合、『委員会』は井戸、工事、あるいは、採水口、または、国有水の利用を一時的、永久的、部分的、全体的に閉鎖することを付け加えて課すことができる。

同様に、『委員会』は、以下の場合、閉鎖を課すことができる。

- I. 第91条で述べている、業務停止、あるいは、汚水排水の許可停止命令を守らない場合。この場合、排水の直接責任者である企業あるいは、店を永久的にあるいは、一時的に閉鎖することができる。
- II. 本法令の定めるところに準じて、必要とされる許可なく、水利施設によって国有水を非合法に採水、使用、利用すること、あるいは、秘密の、あるいは、非合法的な井戸の場合。

閉鎖の場合、閉鎖を行うために『委員会』に任命された者は、手続の詳細な記録書の作成を行うが、違反者がそれに署名することを拒否しても、その行為は記録書を無効にはしないが、当事者が指名した、あるいは当事者がいない場合や当事者が拒否した場合は、『委員会』が指名した二人の証人を前にして、その状況を記入せねばならない。

閉鎖を執行するには、『委員会』は、連邦当局、州政府、市町村、または、公共安全機関の支持と援助を要請できるが、それは、彼等がその権限と機能の範囲内で介入するためである。

該当する利権を持たずに、工事や施設の建設によって湖沼、河川、連邦地帯やその他本法令に記載されている国有財を占拠する場合は、『委員会』は、その違反に対する罰則とは別に、違反者の負担でそれら建設を移動、あるいは解体させる権限がある。

第122条：本法令で決められた違反によって処理される罰金は、『委員会』が受ける。国税庁の違反による罰金や刑法上の責任による罰金の適用などとは別に、課されるものである。

本法規の規定の不履行に対しては、『委員会』は、個人あるいは法人の負債で行わねばならない工事を実施し、それらの取り壊しのための費用を通知する。

本条項で言及する収入は、その徴収において、税金と同じ性格を持つことになる。

第2章 再調査控訴

第123条：個人に被害を与える、『委員会』の行動や最終的決議に反対する場合、その通告の日から数えて平日15日以内に、その者は、再調査陳情の控訴を行うことができる。関係者のこの控訴は任意になされるものとする。

控訴は、異議を申し立ての対象である決議の取り消し、修正、確認することを目的とし、その控訴の内容には、異議申し立て行為の決定やそれを支持する法的根拠、決議の要点が含まれるとする。本法令は、控訴の手続きや立証のための条件や必要条件を制定するものである。

陳情の控訴は、『委員会』の会長に宛てられた文書で行われ、その中には控訴人の名前、住所及び、損害が書かれ、必要と思われる証拠物件も付け、また、控訴人の人格を証明する証明書も付けなくてはならない。罰金の賦課が訴えられる場合は、その罰金の徴収は控訴が解決するまで、停止されるが、国税法の規定条件によって、支払いが保証されている時に限る。

暫定条項

第1条：本法令は連邦政府官報に公表された翌日から効力を持つ。

第2条：以下が廃止される。

- I. 1972年1月11日付連邦政府官報紙上で公表された連邦水法
- II. 本法令に反対する全ての条例

第3条：国有水について発布された宣言書は法的効力を持ちつづける。

第4条：廃止される連邦水法によって譲渡された、利権、割当て、許可はそれぞれの権利書の条項のもとに、引き続き効力があるとし、本法令規定に準じて、水利権登記簿に登録されねばならない。

権利書は本法令で規定されている条項に基づき、委譲することができる。

第5条：本法令が発効する以前に交付された利権や割当ての権利書は、『委員会』が記入さ

れた資料が間違っていることや、利用している水量に相当しないことを発見した時、名義人が平日30日間以内に、その権利にあった表明を行い、要求される資料や書類を提出できるように、名義人に連絡する。

『委員会』は、関係者の回答や審理や処理の証明書類を基礎に、3カ月を越えない期間内に決議を表明し、権利書の修正や、また、公共水税登録簿への記載を命じる。

第6条：国有水や禁止地区、規制地区の地下水の開発、使用、利用について、手続き中の申請は、本法令の条項によって、解決される。

本法令が発効開始の日付けまでに未解決の手続きはいかなるものであろうと全て、本法令の条項に準じて、審理される。

第7条：本法令発効以前に譲渡された仮許可は、その交付時点で有効であった法、規定によって規制されるとする。

前述とは関係なく、『委員会』が交付した仮許可の名義人で、本法令発効日前の5年間に国有水の使用をした者は、本法令の規定に記されている手順に応じて、水利権登記簿に記載されることができる。

水利権登記簿に登録された仮許可は、本法令が発効した日より数えて10年を下回らない期間、国有水を使用、あるいは利用する権利を、それらの名義人に与えるとする。

名義人は、本法令が利権保持者のために規定している権利を果たし、その義務を遂行し、また、それらの権利と義務の規制、修正、消滅に関して本法令が定めている条項を遵守することとする。

灌漑地区の灌漑用水のサービスを仮資格で受ける者は、その該当地区の規約によって規制され、本条項の規制によっては規制されない。

第8条：現在、『委員会』の管轄である灌漑地区や灌漑ユニットは、本法令発効の日から数えて3年を超えない期間内に、本法令の規定に合わせる義務がある。

『委員会』は、前条項の規定をしかるべく遂行するために必要なものを、供給せねばならない。

第9条：本法令の条項に基づいた灌漑地区において規則が交付されるまでは、その組織や運営を規制する規則、指令、その他の基準が引き続き適用される。同じく、水不足の場合の配水システムを規制する地区の規則が交付されるまでは、廃止される連邦水法第60条に規定されているシステムが引き続き適用されるとする。

第10条：『度量衡規格に関する連邦法』によって、メキシコ公式基準が交付されるまでは、その法令の条項によって、本法令、暫定条項第3条や所轄官庁の出先機関が発行し

た環境基準、水利技術基準が引き続き効力を持つとする。

第11条：現存する排水地区は、本法令の執行のためには、排水ユニットと考慮される。

第12条：『委員会』の技術審議会、総裁、その他の管理部の機構や職権の公布、創立規則、規制などは、本法令の条項によってそれらの組織、運営についての法規が公布されるまでは、引き続き効力を持つものとする。

以上、わたしの格別の敬意を改めて表明致します。

1992年7月 日

於：国立宮殿

有効選挙を。再選不可

メキシコ合衆国大統領

カルロス・サリナス・デ・ゴルタリ

視察、パイロットファームの概要

1) CARROS-CAYEHUACAN地区

地区の概要

この農園を含む主水源である複ダムの受益面積は、現在モレロス州で2,000ha（6つのエヒード制による農地からなる。）及びプエブラ州で1,000haの計3,000haであるが、将来は、5,000ha（生産者2,380人）に拡大していきたいとのことである。1991年から暫定的にダムから水を供給しており、1993年9月より、末端水路を使用した通水が開始されている。今後、水の利用・管理を改善し、生産コストを下げていきたいとのことである。

生産者の組織については、水利組合が2年前に作られたが、それ以外の例えば、農村共同協会や組合といった組織は、まだなく、どのような体制にするのがよいか検討中である。 将来は、作物の集団化を図るため、10~20の農園（25~50ha/農園）に集約していきたいとのこと。

AXOCHIAPAN郡E.TLALAYO生産区CARROS-C（シルエロ）農園

今まで天水で営農してきた地域であり、42haで、9人のエヒード農家が耕作している。作土層厚は、40~60cm、pH7の粘性度であり、年間平均降雨808mm、年間平均気温22℃、標高1,100mmの半乾燥地である。

主要作物は、野菜であるが、灌漑施設も整ったことにより、今後米を導入していく、あるいは、野菜においても年2回の収穫から年3回の収穫にもっていききたいとのこと。

輪作の作物としては、次のものを考えている。

ピーナッツ、トウモロコシ、米、タマネギ、緑トマト、キュウリ

(当地区の特徴)

1. 水利組合が、比較的うまく機能しており、技術面のサポートがあれば、この例は、全国に広がる可能性を秘めていると言える。
2. 天水から灌漑による農業に変わったこともあり、生産者は、栽培及び水管理において不慣れであるが、最初から教えて行くこともあり、P/Fで技術移転したことの波及効果は大きい。
3. インフラは、一部の末端土水路を除き、殆んど完成している。なお、ダム・水路については、100%公的助成により建設されたが、維持管理については、公的助成はない。
4. 新たに農地開発したこともあり、特に上流部は、石礫が非常に多い。
5. 無駄な水使いが非常に多く、15日に1回の間断灌漑として計画したが、実際は、8日

に1回となっている。

(以上モレロス農政局長及び説明と所見を記述)

本地区はモレロス州南東部に位置し、サンフランシスコ川の流域にCARROS及びCAYEHUACANの2つの連結ダムをCNAが構築し、モレロス州側2,000ha及びプエブラ州側1,000ha計3,000haの受益地を灌漑する新規灌漑開発地域である。

これまでは、天水による不安定な農業が営まれてきたが、本事業により1991年以降灌漑用水を得た事により安定した農業経営が運営できるようになった。

また、本地区は全く新しい灌漑施設が構築されたこともあり、これまでの天水農業のような個人営農ではその水管理運営が困難となり、営農組織や水管理組織の組織・強化が急務となっている。

一方、新水法の施工により両ダムの運営はもとより幹線水路、支線水路を含め農家側がその管理・運営を行う必要があり、「CARROS-CAYHUACAN水利組合」を設置し鋭意その運営を行っている。水管理については、本地区に限らず他の灌漑地区におけるこれまでの政府によるものであっても十分な状態とは言い難いものであり、農家の水利組合における管理・運営にあってはなおさらのことである。本地区においては、ダムや水路等の灌漑施設を新設し、“水価”のかかる水資源を利用するに際し、その水管理・運営が劣悪なため、現状の灌漑効率は約40%と言われている。

このような水管理を緊急に改善し、適切な水管理を推進することにより農業水資源の有効利用を促進し、適切な水管理による収量の増加及び営農の安定化に寄与するとともに灌漑受益地における健全な農業経営を図ることが求められている。

〔事業概要〕

上流側ダム：名	称	CARROSダム	
	総貯水量	10,000,000m ³	
	有効貯水量	8,700,000m ³	
下流側ダム：名	称	CAYEHUACANダム	全有効貯水量 21,200,000m ³
	総貯水量	13,000,000m ³	
	有効貯水量	12,500,000m ³	

受益面積：モレロス州	…2,000ha
プエブラ州	…1,000ha
計	3,000ha

受益農家：約700戸（モレロス州2,000haの受益農家数）

灌漑効率：約40%

〔管理運営体制〕

モレロス州側においては、農家側から4名の水利管理人（カナレロ）が選出され、各約500haを管轄している。彼らは末端100haまでの水管理を担当しており、それ以下は農家自身による管理が行われている。「CARROS-CAYHUACAN水利組合」の運営は、関係受益者が1回毎の灌漑費である約N\$15（ha当たり）を同組合に納め、その資金をもって主任水利管理人、4名の水利管理人の計5人分の給与を支払うとともに農業水利施設の管理費に充当している。

（参）他地区では、40N\$/年・haなので当地区は、高負担と言える。

1 作物の灌漑回数 …………… 約5～7回

N\$15×2,000ha×6回=N\$180,000（約630万円）→運営費

実際、1回の灌水については、30リットル/secの灌水を8時間行うこととしており、例えば、1haの圃場に対しては；

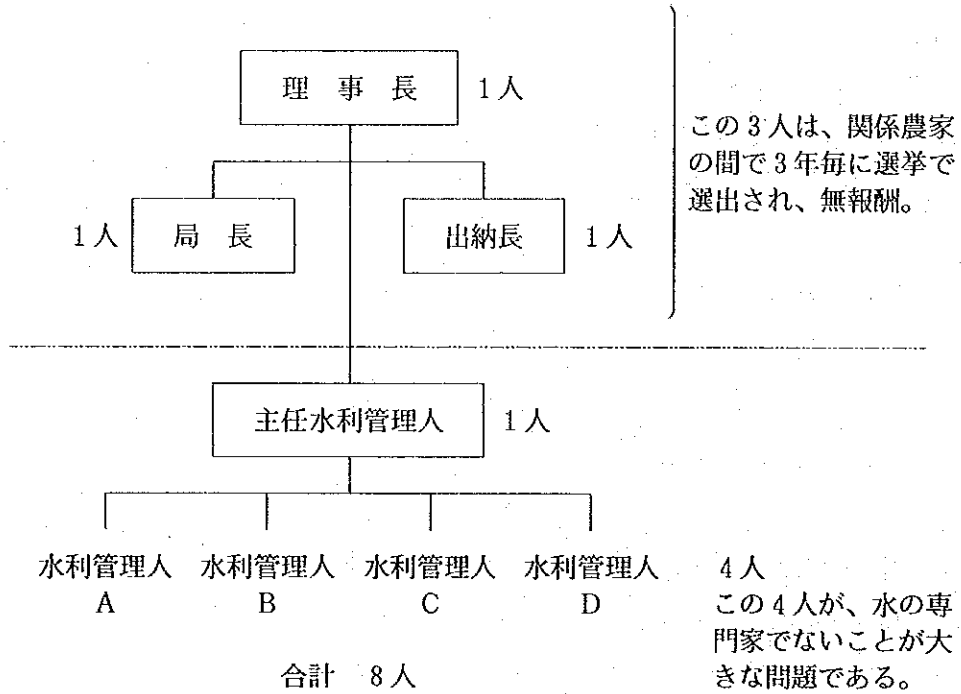
$$0.030\text{ m}^3/\text{sec} \times 8\text{ ha} \times 60\text{ 秒} \times 60\text{ 分} = 864\text{ m}^3/\text{灌水}$$

$$864\text{ m}^3/10,000\text{ m}^2 \times 1,000 = 86.4\text{ mm}$$

しかしながら、農家による灌漑効率は約40%と言われており、水深約216mmまで灌水している。（通常は他地区は60%と言われている。）

また、計画指針としては0.001m³/sec/haとしており、本ダムによる受益面積は約3,000haであることから、約26万トン/日の消費水量が必要となる。このことは本ダムの全有効貯水量は2,120万トンであるが湖面からの蒸発量を約貯水量の10%と見積もった場合使用可能な貯水量は約1,900万トンとなり、約2.5カ月分の水量を有する事となる。一方、実際の灌水にあたっては約10日間断としている事と、灌漑効率が40%であることから約10カ月分が灌漑可能となる。このことは雨期による補給水量を考慮すれば更に灌漑期間を延ばすことができるか、または更に灌漑面積を増加させることができることとなる。

「CARROS-CAYHUACAN水利組合」の組織図



2) CUAUTLA地区

地区概要

主水源は、スプリング（湧水）の水であり、乾期には少なくなるものの、年間を通じて幹線には水がある。しかし、末端に水がないこともあり、用水路を一つ計画しているとのこと。また、一部水路が都市部を通過していることもあり、生活雑排水が流れ込み、水質があまり良くない時期がある。

なお、湧水の地点は、自然公園として、市民の憩いの場所であるとともに観光地としても有名である。この水の使用割合は、農業用水が約90%、飲料水が5%、その他5%となっている。灌漑の歴史は古いが、米に限らず野菜についても水の使い方に無駄がある。

例えば、幹線水路以外は、農民が用水量の管理を行っているが、適切な分水工の操作を殆んど行っていない。現在、CNAの幹線水路の管理操作は、年間一定のため、十分な水管理の指導ができず、農政局所属の普及員に至っては、殆んど水管理の指導ができていないのが現状である。

CUAUTLA E郡 CUAUTLA生産区 EL FRESNAL農園について

71haで36人のエヒード農家が耕作している。作土層は、厚く、年間平均降雨量862mm、年間平均気温20℃、標高が1,300mである。ここでは、水管理、輪作、組織化ということに重点を置いている。

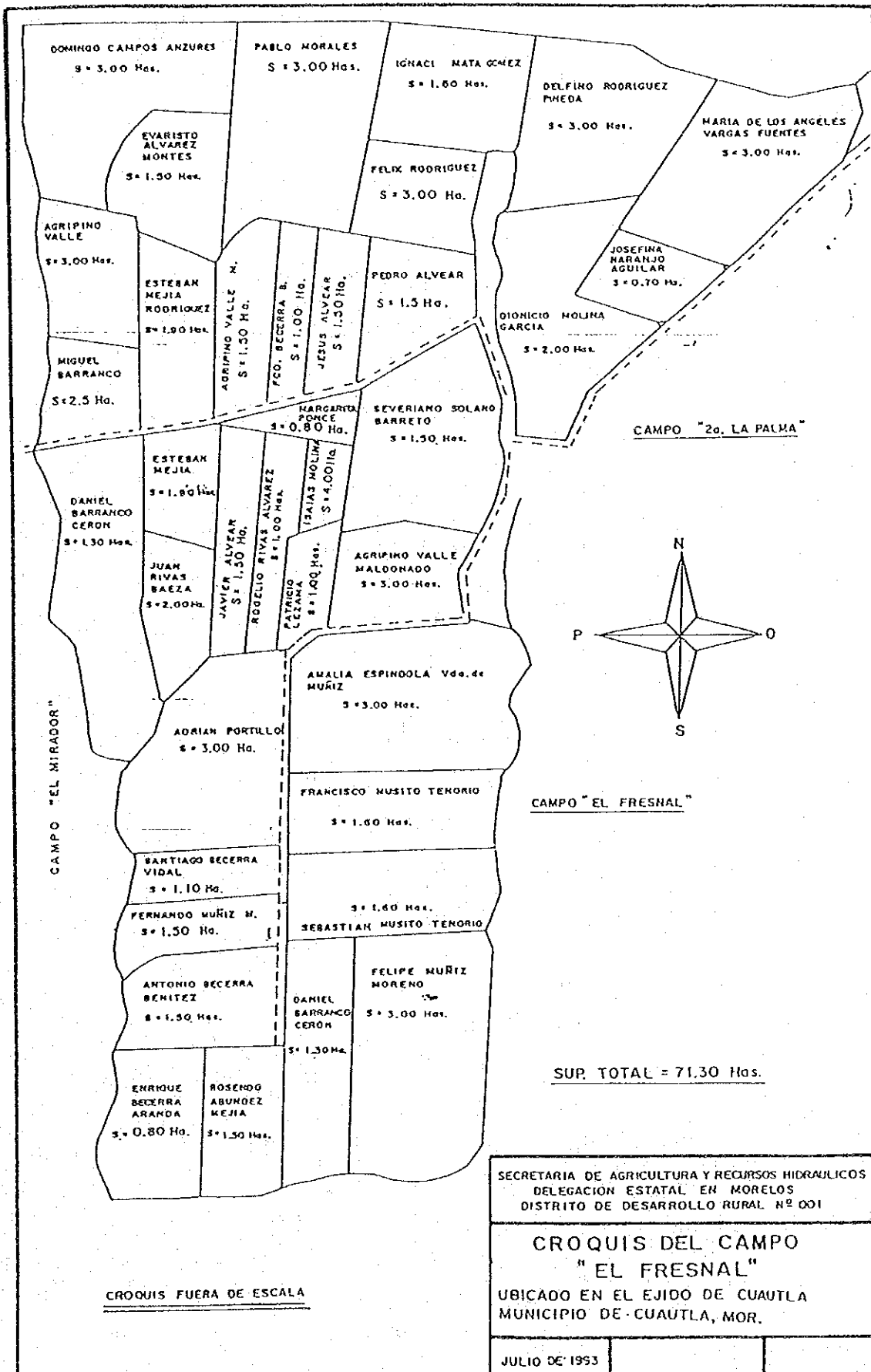
製糖工場が近くにあること及び、製糖工場からの助成金が出ることもあり、サトウキビが比較的栽培されている。貧しい農家は、サトウキビしか作れない（15～20%）が、大多数の農家は、輪作をしており、例えば、サトウキビと米・野菜という体系をとっている農家が80～85%いる。ただし、理由が定かではないが米の二期作は、難しい。

（一般的な輪作の体系）

サトウキビ4年⇒半年米・半年野菜⇒サトウキビに戻るかあるいは、米・野菜を栽培
説明を受けた農地では、1カ月前（11月初旬）までは、米を栽培しており、今後フリ
ホール、緑トマト、ズッキーニを植えるとのこと。

組織的には、農業生産協会がすでにできており、1カ月に1回会合を開いている。現在協会が一番関心を持っている作物は、米である。このほかに、農村開発協会及び、農村共同組合がある。技術支援については、そういう組織を通じ受けている。

(EL FRESNAL 農園の平面図)



3) YAUTEPEC地区

地区概要

ヤウテペック流域総合開発計画があり、日本の技術支援を起爆剤にしてその計画を推進して行きたいという地区である。

YAUTEPEC郡 E.COCOYOC生産区 LA ESCUELA Y CHIHUAHUA農園

モレロス州で、3つの製糖工場があったが(国営企業)、2つが閉鎖した、そのために、サトウキビから野菜栽培に転作を進めてきたが、なかなかはかどっていない。製糖工場が再開したことにもよる。45.1ha(ESCUELA圃場14ha、CHIHUAHUA圃場31ha)で、40人のエヒード農家で、耕作している。主水源は、ヤウテペック川のココジョック頭首工と反復で使えるため池である。

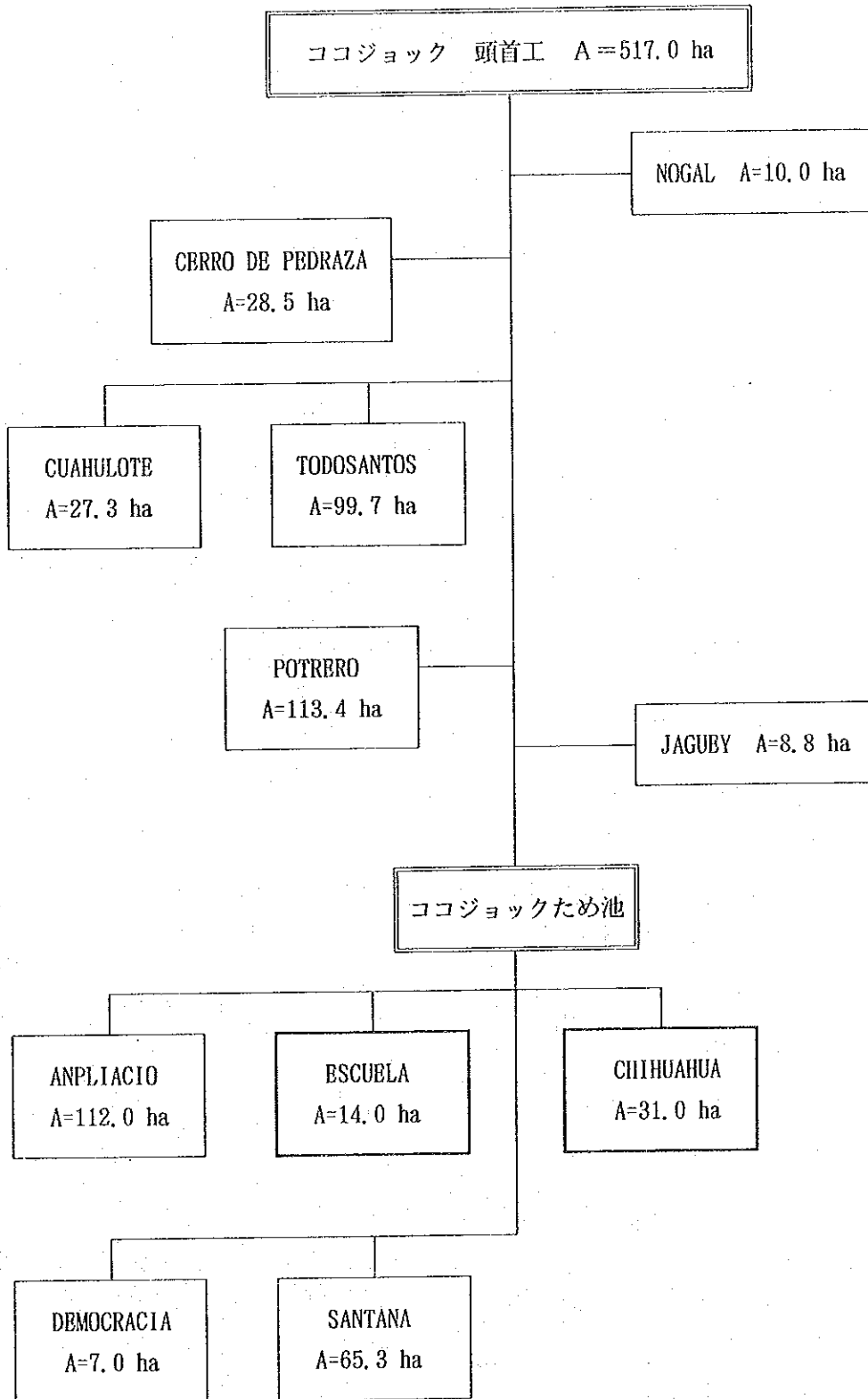
作土層厚は60~100cm、pH6.6で、年間平均降雨量880mm、年間平均気温22℃、標高1,200mである。

基本技術を提示する圃場を作っているが、代替作物を考慮することで、市場性を追求するとともに、当然水の有効利用を進めていくこととし、様々な農業関連機関が共同で進めている。

種に関する技術移転のための資金提供(給料、ガソリン代)が政府と世銀により2年間(1989~1990)なされた。メキシコ側は、何が必要で何をやるべきかは、良く分かっていた。

灌漑用水の水質汚濁が激しいが、CNAの基準を辛うじてクリアーしている。土水路などで漏水が多く、水路の改修を考えている。この施設の管理について、現在は、頭首工はCNAが、ため池は農政局の指導のもとで農家が直接水管理を行っている。生産者による水管理の組織化を進めており、1994年までに生産者の手に管理を渡す予定である。そのためにも、水の配分技術・水の取水技術(現在14地点ある。)を学ぶ必要があるとのこと。

ヤウテベックD/Fの用水系統図 (受益面積調査)



4) MALINALCO地区 (メキシコ州)

8つの開発区にメキシコ州は分かれており、第6開発区にマリナルコ郡が属する。そして、マリナルコ支援センターがある。第6開発区の土地利用状況は、次のとおりであり、花き栽培が中心である。

灌漑農地	2 1 千ha
天水農地	6 2
小 計	8 3
牧草地	4 2
森 林	1 5 2
その他	7
計	2 8 4 千ha

マリナルコ郡の農地は、4,937haあり、天水が2,934ha、灌漑が2,003haである。

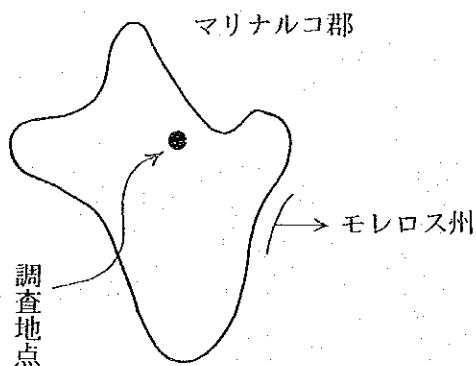
そのうち今回選んだモデル地区は、29haで、17人の生産者がいる。水源は、湧水（量は年中不足）であり、そのための主な工事は、幹線水路1,500m、支線水路2本を考えている。

湧水池 (SAN SEBASTTIAN) の諸元及び今後の開発予定内容

灌漑可能地	1 8 4 ha
生 産 者	4 0 人
水 量	1 8 0 ℓ/s
可能作物	花き、野菜他

これに必要な財源の工面は、JICAのプロ技との関与を前提としているものの、メキシコ側で独自で実施すること。

尚、メキシコ側ですでに、詳細に、工種及びそれに係る金額を算出している。



JICA

LIBRARY